

1 防災関係基本資料

1-1 防災関係機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電話番号
長 崎 県 防 災 企 画 課	長崎市尾上町3-1	095-824-1111
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111
壱 岐 保 健 所	郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
壱 岐 家 畜 保 健 衛 生 所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031
壱 岐 警 察 署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110
永 田 ダ ム 管 理 事 務 所	郷ノ浦町永田触	0920-47-1036
勝 本 ダ ム 管 理 事 務 所	勝本町新城西触	0920-42-2117
男 女 岳 ダ ム 管 理 事 務 所	芦辺町箱崎本村触	0920-45-4215
海 上 自 衛 隊 壱 岐 警 備 所	勝本町東触2776-6	0920-42-0167
壱 岐 海 上 保 安 署	郷ノ浦町郷ノ浦648-5	0920-47-0508
巖原労働基準監督署郷ノ浦駐在事務所	郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0467
対馬公共職業安定所壱岐出張所	郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054
郷 ノ 浦 郵 便 局	郷ノ浦町郷ノ浦176	0920-47-0331
(株)NTTフィールドテクノ福岡設備部 F S C 福岡ユニット壱岐センター	郷ノ浦町本村触523	0920-47-1004
九州電力(株)壱岐配電事業所	芦辺町諸吉大石触427-4	0920-45-3470
壱 岐 医 師 会	石田町石田西触1071-1	0920-44-5700
壱 岐 市 福 祉 事 務 所	郷ノ浦町本村触562	0920-48-1111
壱 岐 市 消 防 本 部	芦辺町中野郷西触411-2	0920-45-3037

1-2 壱岐市防災会議条例

(平成16年3月1日
条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、壱岐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 壱岐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (2) 長崎県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
- (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人
- (8) 消防長
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの2人以内

6 前項第4号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 壱岐市防災会議委員名簿

No.	役 職	根拠条例
1	市 長	条例3条2項
2	壱岐海上保安署長	条例3条5項1
3	自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所長	条例3条5項1
4	海上自衛隊対馬防備隊壱岐警備所長	条例3条5項1
5	壱岐振興局長	条例3条5項2
6	壱岐保健所長	条例3条5項2
7	壱岐警察署長	条例3条5項3
8	九州電力送配電(株)壱岐配電事業所長	条例3条5項4
9	(株)NTTフィールドテクノ福岡設備部 FSC福岡ユニット壱岐センター長	条例3条5項4
10	勝本郵便局長	条例3条5項4
11	教 育 長	条例3条5項5
12	壱岐市消防団長	条例3条5項6
13	総 務 部 長	条例3条5項7
14	企 画 振 興 部 長	条例3条5項7
15	市 民 部 長	条例3条5項7
16	農 林 水 産 部 長	条例3条5項7
17	建 設 部 長	条例3条5項7
18	保 健 環 境 部 長	条例3条5項7
19	議 会 事 務 局 長	条例3条5項7
20	消 防 長	条例3条5項8
21	壱岐市男女共同参画推進懇話会	条例3条5項9
22	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例3条5項9

1-4 壱岐市災害対策本部条例 (平成16年3月1日) 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、壱岐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

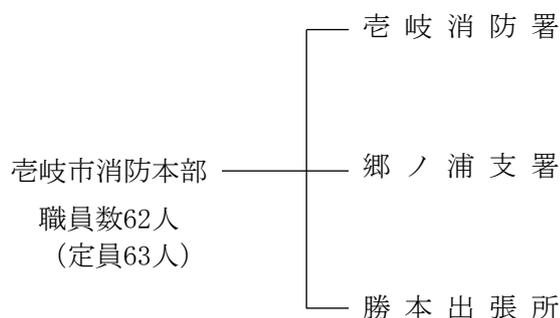
附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 壱岐市消防組織の現況



消防組織及び消防力の状況

令和2年1月31日現在

消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他
壱岐市消防本部	11					4
壱岐消防署	16	2	1	2	2	1
郷ノ浦支署	16	3	1	1	1	1
勝本出張所	8	1			1	
小計	62	6	2	3	4	6

	団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計
壱岐市消防団本部	1	5	8	11	25

※消防音楽隊の内、分団所属の者は下記団員数に計上

消防分団名 (管轄区域)		団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽
郷ノ浦地区	地区本部	3				
	機動分団 (郷ノ浦)	26	3			
	第1分団 (武生水)	26		3	3	42
	第2分団 (渡良)	31		3	3	24
	第3分団 (柳田)	21		1	1	23
	第4分団 (沼津)	22		2	2	30
	第5分団 (志原)	22		1	1	25
	第6分団 (初山)	33		3	3	29
第7分団 (三島)	38		6	4	13	
小計		222	3	19	17	186
勝	地区本部	11				
	第1分団 (勝本浦東部)	19		2	2	2
	第2分団 (勝本町一円)	12	1	1	1	3

消防分団名 (管轄区域)		団員数	ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	搬送車 積載車	防火水槽
本 地 区	第3分団 (勝本浦西部)	18		2	1	1
	第4分団 (東・新城)	23		2	2	44
	第5分団 (大久保・坂本・ 仲・西戸)	29		2	2	35
	第6分団 (機動隊勝本町一 円・本宮南・白滝・火矢 ノ先・立石)	36	1	2	2	25
	第7分団 (宮本仲・西・東・布気)	24		2	2	37
小 計		172	2	13	12	147
芦 辺 地 区	地区本部	3				
	第1分団 (芦辺町一円・芦 辺浦・大石)	32	1	1	1	13
	第2分団 (八幡浦・棚江)	27		1	1	10
	第3分団 (諸吉)	29		1	1	26
	第4分団 (深江)	20		1	1	28
	第5分団 (中野郷)	19		1	1	26
	第6分団 (湯岳)	12		1	1	16
	第7分団 (住吉)	10		1	1	20
	第8分団 (国分)	14		1	1	19
	第9分団 (芦辺町一円・瀬 戸浦)	21	1	1	1	13
	第10分団 (瀬戸浦)	41		1	1	19
第11分団 (箱崎一円)	33		1	1	18	
小 計		258	2	11	11	208
石 田 地 区	地区本部	7				
	第1分団 (印通寺浦)	26		2	2	1
	第2分団 (石田、筒城、山 崎)	40		1	1	85
第3分団 (池田、久喜、湯 岳)	45		2	2	47	
小 計		118		9	9	133
合計 (消防団本部含む。)		795	7	52	49	674

2 協定関係資料

2-1 九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援につい

ては、この限りではない。

- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附 則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

3 通信関係資料

3-1 彦岐市消防本部無線通信管理規程

(彦岐市消防訓令乙第9号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令に定めるもののほか、彦岐市消防本部無線局の適正な運用を図るため、電波関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における被害の拡大を防御し、地域住民の生命及び財産の確保と、福祉の増進に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 統制局 通信の運用を総合的に統制する無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 署活系無線 災害現場の指揮及び命令並びに情報の収集及び伝達並びに業務執行上必要な事項の通報及び連絡に使用するための署活動用無線局で、400メガヘルツ帯の陸上移動局をいう。

第2章 無線局

(無線局)

第3条 第1条の目的を達成するため、消防用無線局（以下「無線局」という。）を開設する。

2 無線局の名称及び設置場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(無線局の任務)

第4条 無線局は、消防、防災及び行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを任務とする。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理は、消防長の指示を受けて、消防署長（以下「署長」という。）が統括するものとし、署長に事故があるときは、警防課長がその職務を代行する。

2 署長は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する管理上の諸事項について適法に措置し、無線局の機能が十分発揮できるよう、良好な維持管理に努めなければならない。

(無線局の職員)

第6条 統制局に通信統制員を置く。

2 前項に規定する者は、電波法第40条第1項の資格を有する者の中から消防長が任命する。

第3章 運用

(無線局の構成)

第7条 無線局は、固定局、基地局及び陸上移動局で構成する。

(通信の原則)

第8条 通信は、緊急を要する消防、防災その他一般の行政事務の処理にのみ利用されなければならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 すべての無線局に対する通信をいう。

(平常時の運用)

第11条 無線局の運用時間は、常時とする。

(電話の方法)

第12条 この訓令に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答の方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。

(通信の取扱い順位)

第13条 通信は、すべて緊急通信を最優先とし、行うものとする。

(統制上の措置)

第14条 通信統制員は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な措置をしなければならない。

- (1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。
- (2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。
- (3) 技術が未熟で、通信に支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通信の統制を害するとき。

(災害時の運用)

第15条 署長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。

2 署長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻及び解除予定時刻等必要な事項を通信統制員に指示するものとする。

3 署長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員に通知しなければならない。

(災害時の通信体制)

第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信統制員に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 緊急の事態が発生し、又は発生すると認められるとき。

第4章 雑則

(業務日誌)

第17条 署長は、無線通信業務日誌(別記様式)を備え付けるものとし、通信統制員は、通話の都度、

必要事項を記入するものとする。

(備付書類)

第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、電波法施行規則第2章第7節に定めるもののうち、署長が指定するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日消本訓令乙第3号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日消本訓令乙第1号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日消本訓令乙第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

デジタル無線局設置場所

局種	呼出名称	設置場所	備考
基地局	いきしょうほんぶ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
基地局	いきしょうおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳167 8 男岳中継所内	
基地局	いきしょうかつもと	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
固定局	しょうぼういき	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
固定局	しょうぼういきおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳167 8 男岳中継所内	
固定局	しょうぼういきたけのつじ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき101	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき102	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき103	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき104	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき105	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき106	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき12	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき13	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき14	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき15	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき16	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき17	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき18	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき19	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき110	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき111	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき112	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき113	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき4	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういきごうのうら	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき201	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき202	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき203	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき204	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき205	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき21	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼういき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういきかつもと	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき301	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき303	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき31	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき32	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶちょうしゃ	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき501	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼういき502	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼういき503	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼういき504	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562	

局種	呼出名称	設置場所	備考
	0	壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく0	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触5 6 2 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく1	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく2	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく3	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく4	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく5	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく6	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく7	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく8	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく9	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく10	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく11	壱岐市勝本町西戸触1 8 2—5 壱岐市役所勝本支所内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく12	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく13	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく14	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく15	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく16	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく17	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく18	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく1	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく2	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく3	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく4	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく5	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく6	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく7	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく8	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく9	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく10	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく11	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく12	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく13	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく14	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく15	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく16	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく17	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく1	壱岐市石田町石田西触1290	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく2	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく3	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく4	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく5	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく6	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく7	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく8	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく9	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく10	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく11	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく12	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく13	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょかついき1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき4	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき5	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき6	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき7	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき8	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき9	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき12	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しよかついき13	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき14	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき15	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき16	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき17	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき18	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき19	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき21	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき24	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき25	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき31	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき32	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき33	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	

別記様式 [略]

4 緊急輸送関係資料

4-1 特に重要な輸送施設

1 道路

(国道・県道)

No.	道路種別	路線名	延長	備考
1	国道	382号	18.9km	
2	主要地方道	勝本石田線	20.9km	
3	主要地方道	郷ノ浦港線	2.3km	
4	主要地方道	郷ノ浦沼津勝本線	12.1km	
5	主要地方道	壱岐空港線	2.6km	
6	一般県道	国分箱崎線	5.3km	
7	一般県道	郷ノ浦芦辺線	6.9km	
8	一般県道	湯ノ本芦辺線	10.2km	
9	一般県道	渡良浦初瀬線	13.2km	
10	一般県道	初瀬印通寺線	8.5km	
11	一般県道	湯ノ本勝本線	5.7km	

2 港湾

(港湾)

No.	港種	港名	所在地	備考
1	重要港湾	郷ノ浦港	郷ノ浦町	
2	地方港湾	勝本港	勝本町	
3	地方港湾	印通寺港	石田町	

(漁港)

No.	港種	港名	所在地	備考
1	3種	芦辺漁港	芦辺町	

3 ヘリコプター発着可能場所

(離着陸場)

名称	所在地	所有者
壱岐空港	壱岐市石田町	長崎県

(離着陸適地一覧)

名称	所在地(緯度・経度)	地積 (㎡)	標高 (ft)	障害物
大谷公園	郷ノ浦町田中触1223 N 33° 45' 25"	170×97 40,000	233.59	体育館、電柱、照明塔、バックネット、

	E 129° 41' 26"			高圧線
勝本中学校	勝本町仲触1846 N 33° 50' 49" E 129° 41' 58"	100× 74 8,921	153.87	校舎、体育館、ポール、バックネット、樹木、電線
天ヶ原町民グラウンド	勝本町仲触90-1 N 33° 51' 10" E 129° 42' 37"	100× 80 9,174	15.41	山林、さく、バックネット、樹木、土手、ポール
旧芦辺中学校	芦辺町諸吉二亦触1882 N 33° 46' 44" E 129° 45' 43"	120× 80 9,730	13.45	校舎、体育館、樹木、さく
石田中学校	石田町石田西触1252 N 33° 44' 38" E 129° 45' 28"	100× 60 6,000	52.16	校舎、バックネット、電線、樹木、照明塔、体育館

4-2 運送業者関係一覧

1 バス・タクシー業一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	壱岐交通(株)	郷ノ浦町東触575-2	47-1255
2	壱岐交通タクシー(株)	郷ノ浦町郷ノ浦18	47-1155
3	玄海交通(有)	石田町筒城東触1730	44-5826
4	玄海タクシー	勝本町立石東触94-1	43-0880

2 運送業者

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	坂本運送(有)	郷ノ浦町東触664-10	47-6875
2	壱岐運送(有)	郷ノ浦町田中触929-5	47-0419
4	壱岐海運(株)	郷ノ浦町郷ノ浦266	47-1285
5	西部貨物運送(株)	勝本町本宮東触1249	43-0228
6	五洲運輸(有)	勝本町西戸触680-3	42-1509
7	壱岐商運(有)	芦辺町諸吉南触1117-1	45-4646
8	長嶋貨物運送(有)	芦辺町深江栄触616	45-1815
9	芦辺合同海運(株)	芦辺町箱崎中山触2575-2	45-3011
10	壱岐陸運(有)	石田町本村触32-2	44-5091
11	壱岐海陸運送(株)	石田町印通寺浦196	44-5015
12	松永運輸(有)	石田町石田西触794-1	44-6283

5 医療関係資料

5-1 医療機関一覧

1 病院

(令和6年7月31日現在)

医療機関名	所在地	病床数						診療科目	電話番号	FAX番号	備考
		精神	感染	結核	療養	一般	計				
医療法人 玉水会 赤木病院	郷ノ浦町 本村触 111	—	—	—	53	9	62	内・呼・消・ 循・小・精・ 外・整・皮・ 泌・婦・こう	47- 0085	47- 5570	
長崎県 壱岐病院	郷ノ浦町 東触 1626	50	4	6	48	120	228	内・小・精・ 外・整・産・ 眼・耳・リ ハ・放・脳・ 皮・泌・呼・ リウ・消・ 循・麻・人工 透析内科・ 腎臓内科・ 糖尿病内分 泌内科	47- 1131	47- 5607	告災
医療法人 協生会 品川病院	郷ノ浦町 東触 854- 2	—	—	—	—	48	48	内・小・外・ 整・産・ア レ・泌・リ ハ・脳・リ ウ・消	47- 0121	47- 5335	
社会医療 法人玄州 会 光武内科 循環器科 病院	郷ノ浦町 郷ノ浦 15 -3	—	—	—	48	40	88	内・呼・消・ 循・神内・ 皮・リハ	47- 0023	47- 5404	告
	計	50	4	6	149	217	426				

備考：告＝救急告示病院、災＝災害拠点病院

2 診療所

(令和6年7月31日現在)

施設名	所在地	病床数		診療科目	電話番号
		一般	療養		
さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦 11	—	—	耳・気	47-3119
でぐち整形外科医	郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	—	—	整・リハ	47-1727
光風クリニック	郷ノ浦町東触字平 1006-1	—	—	内	47-5627
医療法人潮陽会 山内眼科医院	郷ノ浦町東触 1310	—	—	眼	47-1414
医療法人護州会 品川内科医院	勝本町西戸触 180-1	19	—	内・小・消・循・人工透析内科・腎臓内科・糖尿病内科	
老岐市国民健康 保険 湯本診療所	勝本町布気触 818-10	—	—	内・外・小	43-0134
医療法人協会品川クリニック	勝本町本宮南触 236	—	—	内・小・外・整	43-0001
医療法人久原医院	芦辺町箱崎大左右触 500-2	—	—	内・消・循	45-2128
医療法人潮陽会 松嶋医院	芦辺町箱崎大左右触 550-2	—	—	内・整・皮	45-2010
あしべクリニック	芦辺町芦辺浦 606-1	—	—	内・整・耳・外・皮・形外	45-4825
しらかわ内科クリニック	芦辺町諸吉仲触 4-1	—	—	内・消・循	40-0566
江田小児科内科医	石田町印通寺浦 302	—	—	内・小	44-5022
	計	19	—		

(注) 病床数：療養は療養病床で内数

3 歯科診療所

(令和6年7月31日現在)

施設名	所在地	診療科目	電話番号
医療法人村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123	歯科、歯科口腔外科	47-0010
赤木玉水堂歯科診療所	郷ノ浦町本村触129	歯科	47-0435
医療法人光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13	歯科	47-3533
松嶋歯科医院	芦辺町箱崎大左右触550-2	歯科	45-2400
医療法人百田歯科医院	芦辺町諸吉大石触427-5	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	45-3434
松永歯科医院	芦辺町国分東触644	歯科、小児歯科	45-3868
江田歯科医院	石田町印通寺浦327-2	歯科	44-5788
ひさた歯科医院	郷ノ浦町柳田触114	歯科、小児歯科	47-1385

4 家畜診療所

名称	所在地	電話番号
壱岐市家畜診療所	芦辺町国分東触678-6	45-4083

5 薬品取引業者

会社名	所在地	電話番号
(株)翔薬	福岡市博多区山王2-3-5	092-471-2230
(株)アトル	佐賀市鍋島大字八戸3140	0952-29-7161
(株)アトル 壱岐営業所	石田町池田東触984-3	0920-44-5831
(株)スズケン	福岡市博多区西月隈1-10-9	092-461-2811
九州東邦(株)	福岡市東区箱崎博多ふ頭3-4-4	092-641-3143
九州東邦 壱岐出張所	郷ノ浦町片原触1543-3	0920-47-4517
(株)富田薬品	福岡市博多区竹下2-3-35	092-431-8833

5-2 薬局一覧

名称	所在地	電話番号
そうごう薬局郷ノ浦店	壱岐市郷ノ浦町東触 813-1	47-0835
そうごう薬局壱岐店	壱岐市郷ノ浦町志原西触 20-5	47-5851

名 称	所 在 地	電話番号
有限会社大村調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町本村触字古若 109-5	47-3672
いきいき調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 57-1	47-4312
いきいき調剤薬局壱岐病院前	壱岐市郷ノ浦町東触 1356-1	47-5822
立石調剤薬局	壱岐市勝本町西戸触字蔵谷 182-1	42-1025
いきいき調剤薬局瀬戸	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 490-9	48-2244
いきいき調剤薬局芦辺	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 550-10	48-2770
有限会社あしべ薬局	壱岐市芦辺町諸吉仲触 3-6	45-3320
株式会社山下愛敬堂薬局	壱岐市石田町石田西触 1069	44-5035
つじかわ薬局印通寺店	壱岐市石田町印通寺浦 308-4	44-6886
三井所薬局	壱岐市壱岐市郷ノ浦町東触 1309-2	48-0555
そうごう薬局芦辺店	壱岐市芦辺町芦辺浦 606-1	45-3501
後藤薬局	壱岐市芦辺町芦辺浦 354	45-0168

5-3 医療救護所予定施設

地区名	名 称	所 在 地	電話番号
郷ノ浦	壱岐の島ホール	郷ノ浦町本村触445	47-4111
勝 本	勝本町ふれあいセンターかざはや	勝本町大久保触1736-2	42-3200
芦 辺	芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500
石 田	農村環境改善センター	石田町池田東触671-1	44-5179

6 避難関係資料

1 指定緊急避難場所・指定避難所

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
武生水	1	壱岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○		○	○	○		○
武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	○
武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424	○	○	○	○	○	○	○
武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	○
武生水	5	壱岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	○
渡良	6	渡良事務所	公共	郷ノ浦町渡良南触422-1	47-0801	○	○	○	○	○	○	○
渡良	7	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	○	○	○	○	○	○	○
大島	8	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	○
大島	9	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○	○		○	○
長島	10	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○	○		○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
原島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○	○		○	○
柳田	12	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○	○		○
沼津	13	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	○
沼津	14	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	○
志原	15	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	○
初山	16	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	○
初山	17	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	○
初山	18	郷ノ浦町テニスコート	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	○
勝本浦	19	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○		○
勝本浦	20	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	○
勝本浦	21	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	○
勝本浦	22	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○				○
勝本浦	23	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○				○
勝本 在部	24	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
勝本 在部	25	壱岐市役所 勝本庁舎	公共	勝本町西戸触182-5	42-1111	○	○		○	○	○	○
勝本 在部	26	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	○
勝本 在部	27	壱岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	○
勝本 在部	28	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○	○		○	○
鯨 伏	29	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○
鯨 伏	30	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○		○		○
鯨 伏	31	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○		○
鯨 伏	32	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○
芦 辺	33	壱岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○		○		○		○
芦 辺	34	壱岐市役所 芦辺庁舎	公共	芦辺町芦辺浦562	45-1111		○		○	○	○	○
芦 辺	35	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○
芦 辺	36	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○
芦 辺	37	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○
八 幡	38	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
八幡	39	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○
田河	40	旧芦辺中学校体育館	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○
田河	41	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○
田河	42	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○
那賀	43	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○
那賀	44	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○
那賀	45	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○
那賀	46	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○
箱崎	47	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○
箱崎	48	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399			○	○	○	○	○
箱崎	49	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸	50	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○
瀬戸	51	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012					○		○
瀬戸	52	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○		○		○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事
瀬戸	53	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○
石田	54	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○
石田	55	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-4	44-5159	○	○	○	○	○	○	○
石田	56	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○	○	○
石田	57	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○	○	○
石田	58	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○
筒城	59	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○
筒城	60	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44-6664	○	○	○	○		○	○
筒城	61	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44-6155	○	○	○		○		○
久喜	62	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44-6798	○	○	○	○			○

※学校教育施設については、体育館を主な避難所とする。

6-2 福祉避難所

施設名	住所	電話番号
壱岐市社会福祉協議会郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地	47-0132
壱岐市社会福祉協議会勝本支所	壱岐市勝本町大久保触1736番地2	48-3222
壱岐市社会福祉協議会芦辺支所	壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地	45-2378
壱岐市社会福祉協議会石田支所	壱岐市石田町石田西触1486番地1	44-6150

6-3 仮設住宅建設候補地

地区名	名称	所在地	面積 (㎡)
郷ノ浦町	大谷公園グラウンド	郷ノ浦町田中触1242番地他	17,000
	大谷ゲートボール場	郷ノ浦町田中触1213番地1	893
勝本町	天ヶ原グラウンド	勝本町仲触90番地1	8,990
芦辺町	芦辺漁港芝生広場	芦辺町箱崎中山触2601番地1	22,000
	旧国分住宅跡地	芦辺町国分本村触1358番地3	2,063
	旧芦辺中学校グラウンド	芦辺町諸吉二亦触1878番地	20,434
	ふれあい広場グラウンド	芦辺町諸吉大石触	16,000
石田町	石田小中学校グラウンド	石田町石田西触1228番2	11,803
	筒城ふれあいセンターグラウンド	石田町筒城仲触1856番地7	19,803
	石田ふれあいの森広場	石田町池田西触1407番地2	5,000

6-4 避難所運営マニュアル

1 事前対策

(1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 災害時要援護者への支援

〈マニュアル・帳簿類の整備〉 (主な例示)

① 避難者名簿	⑤ 災害時要援護者リスト
② 避難者用物品受け払い簿	⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿
③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表）	⑦ ボランティア受付簿
④ 施設の安全チェックリスト	⑧ 現金出納簿
	⑨ 寄贈物資受払簿

(2) 避難所開設訓練の実施

① 避難所の周知

災害時に避難所が効果的に機能するためには、行政側の日ごろの準備が必要である。

② 避難所開設訓練の実施

日ごろから市職員と教育委員会とが連携をとる等実践的な避難所開設訓練を実施する。

〈避難所開設訓練のメニュー〉 (主な例示)

① 実際に指定されている避難所を活用する。	⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施）
② 実際に避難する住民と共同し、情報を共有すること	⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
③ 避難誘導	⑩ 掲示板の設置
④ 施設の開錠	⑪ 電話・FAX等通信機器の設置
⑤ 施設の被災状況の確認	⑫ 生活ルールの確認
⑥ 被災者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約	⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）
⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認	⑭ テレビ・ラジオ等の設置
	⑮ ボランティア受け入れ訓練

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

2 発災～3時間程度

(1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設職員又は警備職員等（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。
- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）

- 「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能
- 「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。
- 「C」＝被害甚大につき使用不能

④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。

(2) 避難所の区域設定

- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保
(予め避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく)

(3) 避難所設営の準備

- ① 避難所を開設する場合市は、各避難場所ごとに市の職員を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認(防火設備、放送設備、非常電源等)
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認

(4) 避難所開設の報告

〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難指示等に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード(資料2)を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する(資料3)。
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。

(5) 応急危険度判定士の支援要請

避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。

(6) 通信手段の確保

- ① 予め各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災無線(移動系)の避難所への配備を検討する。
- ③ 避難所間のパソコンネットワーク(インターネット)を活用する。

- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

3 発災後1日～避難所生活

(1) 避難者の確認

- ① 避難者カード（資料2）の配布・回収…区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。
- ② 避難者の把握…避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。
また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。
- ③ 避難者の移送…避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各支所に報告する。
また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。
（移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する）

(2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

- ① 施設職員で組織を編成…発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所、及び支所近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）
- ② 組（班）の編成及び代表者選出…避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。
ア 組（班）の構成……班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。
イ 組（班）の代表者……避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。
- ③ 避難者及びボランティア中心の組織編成…避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までは避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

(3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

- ① 水道施設の被害状況確認…避難所で水道が使用できるかを確認する。
ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認
イ 揚水ポンプの運転可否の確認
ウ 散水栓の使用の可否の確認
- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）
ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認
イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における住民対応は市）

- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
 - ア 飲料水としての水質の確認
 - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
- ④ 飲料水等の緊急要請
 - ア 要請ルートの確認
 - イ 必要水量の把握
 - ウ 飲料水は一人1日3ℓが目安。
 - エ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等の受入体制の調整
- ⑤ その他…水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
 - ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布…避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対処することになるので、各支所では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等をしておく。
 - ② 不足する物資の把握、供給要請…避難所の管理者は、不足する物資を各支所へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。
 ※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。
 市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
 - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供…炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
 - ① 水洗トイレの使用の可否の確認
 - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
 - ③ 仮設トイレ等の設置
 避難所において水洗トイレがまったく使用できない場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。
 - ④ 臨時集積所の設置…事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。
 - ⑤ ごみの排出ルールの確立…地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールの確立し、避難者に周知する。
- (6) 情報の収集及び伝達
 - ① 情報担当の選任…避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

- ② 掲示板等の設置…情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

- ③ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置…避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらおうよう努める。またボランティアの受け入れを、積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

4 長期化への対応

〈避難所の開設期間〉

・災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、災害発生後5日以内に市災害対策本部は期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

- ① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーテーション等で間仕切りをすることが望ましい。
- ② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

(2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

(3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

- ・避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

- ・避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何か等の調査を行ったり、個別相談を実施する。

- ・その他仮設住宅や公設住宅の避難者の居住スペースの確保等を実施する。

5 災害時要援護者対策

(1) 地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の災害時要援護者支援対策
- ② 災害時要援護者に対応した救援・救護対策
- ③ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈避難所における当面の災害時要援護者支援対策〉

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障害者に利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

- ⑤ 災害時要援護者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 災害時要援護者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの災害時要援護者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活が著しい支障が生じないように、災害時要援護者に応じた日用品・物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 災害時要援護者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

- (高齢者) 車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ
- (障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等
- (乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 災害時要援護者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

- (日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー
- (聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者
- (失聴・難聴者) ……要約執筆者
- (重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー
- (重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命に関わる持病等を有した災害時要援護者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする災害時要援護者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。市は、災害時要援護者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等災害時要援護者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また難病である災害時要援護者においては、長期間の療養が余儀なくなされておき、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、災害時要援護者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

・低肺機能者である災害時要援護者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

(注) 災害時要援護者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急

医療体制に関する情報を提供する。

④ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮に心がける。

【支援内容】

・救護所等の設置

災害時要援護者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気を罹ったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

・災害時要援護者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして災害時要援護者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また子供相談センター等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

⑤ 災害時要援護者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に災害時要援護者には、プライバシー保護に配慮する目的で、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

資料1

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該当施設	区分	チェック	確認事項
施設全体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施設内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給湯・調理室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

資料2

避難者カード

No.

報告日時						年 月 日 時 分
避難日時						年 月 日 時 分
地域名						
避難所名						
避難所所在地						
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項	
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否	
(備考)						

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

資料3

避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避 難 所 所 在 地				
開 設 ・ 閉 鎖 日 時	開 設	年 月 日 時 分	閉 鎖	年 月 日 時 分
避 難 者 数	世帯 人 (月 日 時 分) 現在			
管 理 責 任 者	氏 名		連 絡 先 (電話)	
報 告 日 時	平 成 年 月 日 時 分			
報 告 者	所 属 名 氏 名		連 絡 先 (電話)	
被 害 状 況 及 避 難 状 況				

- (注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。
2 施設ごとに作成する。

資料4

ボランティア受付表

No.

No.	氏名 住所 電話番号	参加日 (参加日の欄に○を記入する)					
		/	/	/	/	/	/
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						

(参考1)

避難所における共通理解ルール（例）

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 - ・委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行う。
 - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
 - ・避難者の個々の要望や提案については、各組（班）の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
 - ・犬、猫など動物類（ペット）を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難（入室）を禁止する。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
 - ・食料、生活物資は避難者の組（班）ごとに配給する。
 - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
 - ・ミルク、おむつなど特別な要望については 室で対処する。
- 7 消灯は、午後 時とする。
 - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
 - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後 時で終了する。
- 9 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみ実施する。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
 - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前 時、午後 時に、避難者が順番を決めて実施する。
 - ・清掃時間は、放送で伝える。
 - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
 - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

(参考2)

避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

避難所

状況	主なチェック項目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難指示等に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
発災後3時間から1日避難所生活	医療救護所スペースの設置	
	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
	ごみ排出ルールの確立	
	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
炊き出し用食料の要請及び提供		
その他食生活及び日常生活への支援		

長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

7 危険箇所関係資料

7-1 災害危険箇所

(所管課：砂防課)

急傾斜地地域（県指定分）

（令和6年4月1日現在）

番号	地域名	急傾斜地地区名	番号	地域名	急傾斜地地区名
1	郷ノ浦	築出迎地区	30	郷ノ浦	初瀬第2地区
2	郷ノ浦	先下ル地区	31	勝本	鹿の下地区
3	郷ノ浦	小崎地区	32	郷ノ浦	大泊地区
4	石田	君ヶ浦Ⅰ地区	33	石田	西本町地区
5	石田	君ヶ浦Ⅱ地区	34	勝本	木落地区
6	芦辺	八幡浦地区	35	勝本	湯本地区
7	芦辺	芦辺浦東部地区	36	勝本	町ノ崎地区
8	芦辺	芦辺浦西部地区	37	石田	白水地区
9	芦辺	瀬戸浦東部地区	38	石田	山崎東地区
10	芦辺	瀬戸浦西部地区	39	石田	中尾地区
11	勝本	黒瀬東地区	40	郷ノ浦	上町地区
12	勝本	湯田地区	41	郷ノ浦	大里第2地区
13	勝本	塩谷地区（2箇所）	42	芦辺	瀬戸浦東部Ⅱ地区
14	石田	君ヶ浦Ⅲ地区	43	郷ノ浦	平田地区
15	郷ノ浦	大里地区	44	郷ノ浦	大神地区
16	勝本	鹿の下東地区	45	郷ノ浦	辻ノ尾地区
17	勝本	黒瀬仲地区	46	郷ノ浦	神田第2地区
18	勝本	新町地区	47	郷ノ浦	神田地区
19	郷ノ浦	小崎西地区	48	郷ノ浦	大泊第2地区
20	勝本	正村地区	49	郷ノ浦	坪地区
21	芦辺	瀬戸浦西部Ⅱ地区	50	石田	船底地区
22	郷ノ浦	渡良浦地区	51	郷ノ浦	初瀬第1地区
23	芦辺	芦辺浦地区	52	石田	田の中地区
24	石田	本町地区	53	勝本	鍛冶屋町地区
25	石田	山崎地区	54	郷ノ浦	元居地区
26	勝本	花川地区	55	石田	志自岐地区
27	芦辺	前諸津地区	56	勝本	黒瀬西Ⅱ地区
28	勝本	田の浦地区	57	郷ノ浦	大里地区（新規）
29	郷ノ浦	下ル町地区	58	郷ノ浦	宇土地地区

番号	地域名	急傾斜地地区名
59	勝本	本町(2)
60	石田	尾崎
61	石田	白水(2)地区
62	郷ノ浦	宇土(2)地区
63	石田	白水(3)地区
64	石田	今井崎地区

土砂災害(特別)警戒区域一覧表

所在地	土石流(箇所)		急傾斜地崩壊(箇所)		地すべり(箇所)		区域の指定
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	指定告示年月日
芦辺町	12	10	285	263	0	0	H26.2.28
芦辺町	0	0	176	160	0	0	H27.3.3
芦辺町	1	1	145	142	0	0	H28.3.22
芦辺町	0	0	208	205	0	0	H29.2.14
芦辺町 勝本町	11	7	696	690	0	0	H30.3.27
郷ノ浦町	3	3	298	295	0	0	H31.3.22
郷ノ浦町 勝本町 芦辺町 石田町	1	1	0	0	54	0	R2.3.6
郷ノ浦町 石田町	7	4	118	106	0	0	R2.3.31
郷ノ浦町 石田町	0	0	425	425	0	0	R5.3.3

ダム

(所管課：上下水道課)		
利水ダム		
地域名	河川名	ダム名
郷ノ浦	門野田川	門野田貯水池

7-2 県指定災害危険箇所一覧

1 海岸保全区域

(所管課：漁港漁場課)

海岸保全区域(漁港海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	芦 辺	芦 辺	竜 神 崎
2	芦 辺	芦 辺	清 石
3	芦 辺	芦 辺	瀧 ノ 上
4	芦 辺	芦 辺	諸 吉 大 石
5	郷ノ浦	大 島	大 島
6	郷ノ浦	大 島	珊 瑚
7	郷ノ浦	長 島	赤 の 浦
8	郷ノ浦	大 島	雷 崎

(所管課：港湾課)

海岸保全区域(旧建設海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	若 松	当 田
2	郷ノ浦	坪	馬 立
3	郷ノ浦	大 島	前 田
4	郷ノ浦	渡 良 東	栗 岳
5	郷ノ浦	渡 良 東	長 崎
6	郷ノ浦	麦 谷	半 城 湾
7	郷ノ浦	新 田	竹 の 浦
8	郷ノ浦	長峰本村	篠 石
9	郷ノ浦	新 田	遍 後
10	郷ノ浦	小 牧	小 牧 崎
11	勝 本	立 石 西	白 釘
12	芦 辺	箱 崎	江 角
13	芦 辺	八 幡	八 幡
14	芦 辺	八 幡	長 者 原
15	郷ノ浦	長峰本村	後 藤

(所管課：港湾課)

海岸保全区域(港湾海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	細 崎	高 崎
2	郷ノ浦	細 崎	細 崎
3	郷ノ浦	鎌 崎	鎌 崎
4	郷ノ浦	郷ノ浦	下 ル
5	郷ノ浦	郷ノ浦	木 迎 町
6	郷ノ浦	郷ノ浦	本 居
7	郷ノ浦	大 久 保	絵 踏
8	郷ノ浦	宇 土	稻 市 川
9	郷ノ浦	宇 土	宇 土
10	郷ノ浦	渡 良	渡 良 浦

番号	地域名	海岸名	保全区域名
11	勝本	坂本	惣津
12	勝本	城本	雨海
13	勝本	本宮	御手洗
14	勝本	東触	黒瀬
15	勝本	東触	白根赤岩
16	勝本	仲触	藪田
17	勝本	坂本触	平川尾方
18	石田	石田	祝町
19	石田	石田	浜田
20	石田	石田	大久保
21	郷ノ浦	森の浜	森の浜
22	郷ノ浦	森の浜	森の浜

2 地すべり防止区域

(所管課：砂防課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦辺	谷江地区
2	芦辺	芦辺浦地区
3	芦辺	鶴亀地区
4	芦辺	小滝の下地区

(所管課：農村整備課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦辺	大石地区

3 ダム

(所管課：河川課)

治水・多目的ダム			
番号	地域名	二級河川名	ダム名
1	勝本	後川川	勝本ダム
2	郷ノ浦	永田川	永田ダム
3	芦辺	角川	男女岳ダム

(所管課：農村整備課)

農 業 用 ダ ム			
番号	地域名	二級河川名	ダム名
1	芦辺	梅ノ木川	梅ノ木ダム
2	郷ノ浦		当田ダム

4 砂防指定地

(所管課：砂防課)

番号	地域名	砂防指定地名
1	郷ノ浦	花川
2	芦辺	大左右川
3	芦辺	後諸津川
4	勝本	布気川
5	勝本	櫃川
6	芦辺	鉾崎ノ本川
7	郷ノ浦	長山川
8	勝本	榎川
9	勝本	菖蒲坂川
10	郷ノ浦・石田	今井崎川
11	郷ノ浦	立石川
12	勝本	ドンドン川

7-3 林地崩壊危険区域一覧

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
1	郷ノ浦町渡良東触 栗岳	栗 岳	34	勝本町新城東触 大内坂	大 内 坂
2	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田	35	勝本町新城東触 伊勢田	伊 勢 田
3	郷ノ浦町渡良浦 中村	中 村	36	勝本町立石仲触 長多	石並第1
4	郷ノ浦町東触 平	平	37	勝本町立石仲触 櫃川	櫃 川
5	郷ノ浦町渡良南触 岳山	岳 山	38	勝本町立石仲触 立石	立 石
6	郷ノ浦町渡良西触 耳取	耳 取	39	勝本町立石仲触 鯨伏	鯨 伏
7	郷ノ浦町麦谷触 後山	後 山	40	勝本町立石西触 大柳	大 柳
8	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹ノ内	41	勝本町立石西触 白釘	白 釘
9	郷ノ浦町木田触 山本	山 本	42	勝本町立石西触 與川	與 川
10	郷ノ浦町牛方触 京塚	京 塚	43	勝本町立石西触 湯本	湯 川
11	郷ノ浦町半城本村触 内野	内 野	44	勝本町立石東触 唐神	唐 神
12	郷ノ浦町有安触 石掛	石 掛	45	勝本町立石東触 小林	小 林
13	郷ノ浦町大原触 久保田	久 保 田	46	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂
14	郷ノ浦町志原西触 出口	出 口	47	勝本町立石東触 国龍	国 龍
15	郷ノ浦町牛方触 太久路	太 久 路	48	勝本町立石東触 川久保	川 久 保
16	郷ノ浦町長峰東触 真部路	真 部 路	49	勝本町立石東触 茶屋元	茶 屋 元
17	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田 2	50	勝本町立石南触 大阪	大 阪
18	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	津ノ上	51	勝本町立石南触 湯坂	湯 坂
19	勝本町上場触 上場	上 場	52	勝本町立石南触 久保	久 保
20	勝本町大久保触 鎌田	鎌 田	53	勝本町立石南触 鬼川	鬼 川
21	勝本町大久保触 加久津	加 久 津	54	勝本町仲触 藪田	藪 田
22	勝本町大久保触 山坂	山 坂	55	勝本町仲触 田ノ浦	田ノ浦
23	勝本町大久保触 大久保	大 久 保	56	勝本町仲触 平原	平 原
24	勝本町片山触 八枝	八 枝	57	勝本町仲触 寺頭	寺 頭
25	勝本町坂本触 花川	花 川	58	勝本町仲触 中砂	中 砂
26	勝本町坂本触 井ノ辻	馬 場 先	59	勝本町西戸触 嶋ノ神	嶋ノ神
27	勝本町坂本触 長峰	長 峰	60	勝本町西戸触 西戸川	西 戸 川
28	勝本町坂本触 馬場先	馬 場 先	61	勝本町西戸触 十王堂	十 王 堂
29	勝本町新城西触 前田	前 田	62	勝本町東触 土肥田	土 肥 田
30	勝本町新城東触 西方	西 方	63	勝本町東触 宇戸本	宇 戸 本
31	勝本町新城東触 湯川	湯 川	64	勝本町東触 加納	加 納
32	勝本町新城東触 野口	野 口	65	勝本町東触 水畑	水 畑
33	勝本町新城東触 森	森	66	勝本町東触 松尾	松 尾

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
67	勝本町東触 赤岩	赤 岩	103	芦辺町箱崎大左右触 倉元	倉 元
68	勝本町東触 馬瀬	馬 瀬	104	芦辺町住吉東触 野元	野 元
69	勝本町東触 口細辻	口 細 辻	105	芦辺町箱崎大左右触 米勇	米 勇
70	勝本町東触 中砂	中 砂	106	芦辺町湯岳今坂触 村上	村 上
71	勝本町布気触 源八	源 八	107	芦辺町箱崎中山触 日高	日 高
72	勝本町布気触 布気川	布 気 川	108	芦辺町諸吉二亦触 山口	山 口
73	勝本町布気触 四徳	四 徳	109	芦辺町国分当田触 辻	辻
74	勝本町本宮仲触 岳城	岳 城	110	芦辺町国分川迎触 石橋	石 橋
75	勝本町本宮仲触 北ノ崎	北 ノ 崎	111	芦辺町中野郷仲触 山田	山 田
76	勝本町本宮仲触 表浦	表 浦	112	芦辺町箱崎江角触 江川	江 川
77	勝本町本宮仲触 浦海	浦 海	113	芦辺町箱崎諸津触 立山	立 山
78	勝本町本宮西触 坂	坂	114	芦辺町箱崎大左右触 久家	久 家
79	勝本町本宮西触 眞曾	眞 曾	115	芦辺町深江本村触 赤木	赤 木
80	勝本町本宮西触 西山	西 山	116	芦辺町住吉山信触 松永	松 永
81	勝本町本宮西触 鋤崎	鋤 崎	117	芦辺町国分当田触 大宝	大 宝
82	勝本町本宮西触 長尾	長 尾	118	芦辺町国分川迎触 山川	山 川
83	勝本町本宮西触 百合野	百 合 野	119	芦辺町諸吉南触 本尾	本 尾
84	勝本町本宮西触 筒方	筒 方	120	芦辺町箱崎江角触 山健	山 健
85	勝本町本宮西触 土正	土 正	121	芦辺町箱崎本村触 辻川	辻 川
86	勝本町本宮西触 高下	高 下	122	芦辺町深江本村触 西	西
87	勝本町本宮西触 山口	山 口	123	芦辺町芦辺浦 梅山	梅 山
88	勝本町本宮西触 宗津	宗 津	124	芦辺町国分東触 大谷	大 谷
89	勝本町本宮東触 八畑	八 畑	125	芦辺町深江南触 辻田	辻 田
90	勝本町本宮東触 久保畑	久 保 畑	126	芦辺町諸吉東触 篠崎	篠 崎
91	勝本町本宮東触 殿坂	殿 坂	127	芦辺町箱崎諸津触 吉野	吉 野
92	勝本町本宮南触 日影	日 影	128	芦辺町住吉山信触 石野	石 野
93	勝本町本宮南触 瀬戸	瀬 戸	129	芦辺町箱崎大左右触 作永	作 永
94	勝本町本宮南触 法司	法 司	130	芦辺町箱崎江角触 大曲	大 曲
95	勝本町本宮南触 鳥越	鳥 越	131	芦辺町箱崎本村触 島田	島 田
96	勝本町本宮南触 今屋敷	今 屋 敷	132	芦辺町箱崎大左右触 高原	高 原
97	勝本町本宮南触 岳山	岳 山	133	芦辺町箱崎中山触 川原	川 原
98	勝本町本宮南触 桶田	桶 田	134	芦辺町湯岳今坂触 末永	末 永
99	勝本町百合畑触 大白野辻	大 白 野 辻	135	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
100	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂	136	芦辺町箱崎本村触 作永	作 永
101	芦辺町箱崎江角触 石田	石 田	137	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
102	芦辺町箱崎江角触 中尾	中 尾	138	石田町池田仲触 眞弓	眞 弓

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
139	芦辺町箱崎江角触 岩野	岩野	174	郷ノ浦町志原西触 手久田	手久田
140	芦辺町中野郷東触 岩谷	岩谷	175	郷ノ浦町里触 立永	立永
141	郷ノ浦町初山東触 大米	内山	176	郷ノ浦町志原西触 女竹	女竹
142	郷ノ浦町大島 宮野尾	久間	177	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	百次郎
143	郷ノ浦町麦谷触 宇戸	中浦	178	郷ノ浦町長峰本村触 鱒ノ辻	高峰ノ辻
144	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	澤木	179	郷ノ浦町釘山触 沖ノ丸	沖ノ丸
145	郷ノ浦町本村触 一本松	大崎	180	芦辺町大左右触 津持	津持
146	郷ノ浦町本村触 神田	山内	181	芦辺町箱崎本村触 関	関
147	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山本	182	勝本町片山触 西谷	西谷
148	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山口	183	勝本町北触 明佛	明佛
149	勝本町仲触 藪田	安永	184	勝本町坂本触 馬場頭	馬場頭
150	勝本町東触 平良石	豊坂	185	石田町南触 志自岐	志自岐
151	勝本町東触 宇土本	山石	186	石田町筒城東触 錦太	錦太
152	勝本町本宮南触 若宮	下条	187	石田町池田仲触 神ノ元	神ノ元
153	芦辺町国分本村触 中山	篠崎	188	石田町石田西触 杓子松	杓子松
154	芦辺町住吉前触 樽坂	植村	189	郷ノ浦町若松触 猫石	猫石
155	芦辺町箱崎本村触 関	高下	190	郷ノ浦町東触 市山	市山
156	芦辺町箱崎諸津触 岸添	立石	191	芦辺町深江南触 馬場ノ辻	馬場ノ辻
157	芦辺町箱崎諸津触 中嶋	久間	192	勝本町坂本触 中西	中西
158	芦辺町深江栄触 清水	寺井	193	芦辺町中山触 前田	前田
159	芦辺町諸吉二亦触 元林	岡田	194	芦辺町湯岳本村触 清水	清水
160	芦辺町諸吉南触 長坂	坂本	195	勝本町北触 堂頭	堂頭
161	郷ノ浦町渡良南触 水ノ浦	東谷	196	郷ノ浦町大浦触 遠見	遠見
162	芦辺町諸吉本村触 白橋田	白橋田	197	郷ノ浦町初山東触 花川	花川
163	石田町南触 錦	錦	198	芦辺町諸吉二亦触 小坂	小坂
164	石田町筒城東触 片部	片部	199	芦辺町諸吉二亦触 辻の後	辻の後
165	郷ノ浦町平人触 合草	長峰	200	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹ノ内
166	郷ノ浦町有安触 冷水	徳住	201	郷ノ浦町小牧西触 赤崎	赤崎
167	石田町南触 西ノ久保	堀江	202	勝本町東触 西ノ久保	西ノ久保
168	勝本町本宮南触 桶田	坂元	203	芦辺町箱崎諸津触 中道	中道
169	勝本町上場触 高無	吉田	204	芦辺町中野郷西触 大坂	大坂
170	芦辺町箱崎本村触 杉ノ原	高下	205	芦辺町湯岳本村触 江坂	江坂
171	石田町南触 若宮	若宮	206	郷ノ浦町小牧東触 長藤	長藤
172	勝本町坂本触 坂本	藤田	207	石田町池田仲触 庄屋	庄屋
173	郷ノ浦町有安触 冷水	冷水	208	芦辺町諸吉本村触 長瀬	長瀬

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
209	芦辺町箱崎本村触 古道	古 道	223	芦辺町箱崎本村触指鹿ノ辻	指鹿ノ辻
210	郷ノ浦町志原南触 勘鳥	勘 鳥	224	芦辺町箱崎諸津触 鷺ノ水	鷺ノ水
211	郷ノ浦町半城本村触 前間	前 間	225	芦辺町住吉山信触 西	西
212	勝本町本宮仲触 波胡山	波 胡 山	226	芦辺町住吉東触 下川	下 川
213	郷ノ浦町若松触 田尻	田 尻	227	芦辺町中野郷仲触 堂手	堂 手
214	勝本町立石仲触 長多	長 多	228	勝本町東触 立石久保	立石久保
215	石田町池田東触 浦山	浦 山	229	勝本町新城西触 小場山	小 場 山
216	郷ノ浦町長峰本村触國分岳	國 分 岳	230	勝本町本宮南触 辻ノ田	辻ノ田
217	郷ノ浦町半城本村触 長畑	長 畑	231	勝本町立石西触 大園	大 園
218	郷ノ浦町牛方触 郷士	郷 士	232	石田町南触 志自岐	志 自 岐
219	郷ノ浦町渡良南触 稲市川	稲 市 川	233	石田町筒城仲触 長瀧	長 瀧
220	芦辺町諸吉二亦触 シメノ尾	シメノ尾	234	芦辺町諸吉仲触 須気	須 気
221	芦辺町箱崎釘ノ尾触本ノ株	本ノ株	235	芦辺町箱崎江角触 長尾	長 尾
222	芦辺町箱崎本村触 神里	神里	236	芦辺町湯岳興触 北畑	北 畑

7-4 ため池一覧

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
引地溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	5.1	7.0	0.003	昭和以降	8.2	58.0
石埦溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	3.6	4.7	0.002	昭和以降	5.7	53.0
檜尾溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	2.0	2.5	0.001	大正時代	5.0	50.0
春溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	4.8	4.0	0.002	明治時代	4.1	40.5
牟田溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	2.2	3.3	0.002	昭和以降	4.6	37.0
山口溜池	郷ノ浦町長峰東触	管理組合	4.0	3.2	0.002	大正時代	5.8	38.5
牟田溜池	郷ノ浦町大浦触	個人・共有	2.8	1.1	0.001	明治時代	4.6	30.5
犬塚溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	9.2	1.2	0.005	明治時代	5.6	80.0
馬田溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	7.9	2.7	0.002	明治時代	4.6	39.0
井道溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	8.3	7.5	0.003	不明	6.1	61.0
亀の水溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	2.6	4.9	0.002	昭和以降	6.8	65.0
中尾溜池	郷ノ浦町渡良西触	個人・共有	2.5	1.0	0.001	昭和以降	3.7	41.0
前田溜池	郷ノ浦町渡良南触	個人・共有	6.9	4.0	0.004	不明	4.4	73.0
市山溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	4.0	4.5	0.003	不明	6.5	50.1
鮒川溜池	郷ノ浦町片原触	水利組合	8.5	6.0	0.004	不明	5.7	65.0
藤ノ本溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	2.7	4.5	0.002	明治時代	4.7	60.5
阿城溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.3	2.5	0.001	明治時代	5.8	36.0
郡溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	2.5	7.0	0.006	昭和以降	6.3	42.0
幡宮溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	13.9	7.0	0.003	明治時代	6.8	45.0
平川溜池	郷ノ浦町志原西触	水利組合	12.9	11.0	0.006	明治時代	4.8	67.0
堀川溜池	郷ノ浦町大原触	水利組合	29.6	60.0	0.015	昭和以降	9.3	71.0
中尾溜池(福泉)	郷ノ浦町志原西触	水利組合	4.3	6.0	0.004	不明	3.9	55.3
水谷溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.9	4.0	0.002	不明	4.3	55.5
嶽山溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	4.9	7.0	0.003	昭和以降	6.3	69.0
大坂溜池	郷ノ浦町釘山触	生産組合	3.5	3.6	0.002	不明	5.3	45.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
湯田の元溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.6	20.0	0.004	昭和以降	11.1	66.0
管牟田溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.1	5.0	0.003	明治時代	5.2	68.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町平人触	水利組合	4.6	7.1	0.003	不明	5.6	42.5
泉ヶ山溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	3.9	4.0	0.003	明治時代	3.8	41.4
長野溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.0	5.2	0.004	明治時代	5.3	40.0
池渕溜池	郷ノ浦町坪触	水利組合	3.9	4.0	0.002	明治時代	6.5	51.0
奈波木溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	2.0	2.1	0.001	昭和以降	7.2	40.5
石原溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	5.8	8.3	0.002	昭和以降	9.6	49.2
当山溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.9	3.0	0.001	明治時代	6.9	42.0
佐古溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.5	1.4	0.001	不明	5.6	23.0
川坂溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.7	1.7	0.002	昭和以降	3.4	48.5
二五里溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	8.0	7.6	0.004	不明	5.2	67.0
内山溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	4.5	0.002	大正時代	5.9	36.0
竹ノ内溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	7.8	0.003	昭和以降	5.0	62.5
山飛溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	3.8	0.003	不明	4.9	81.0
浦田溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	6.3	4.8	0.004	不明	4.2	75.0
新溜池(若松)	郷ノ浦町若松触	水利組合	4.1	4.0	0.003	明治時代	5.0	45.4
植木原溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.0	1.1	0.001	不明	3.1	44.0
蛭ノ元溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	2.6	6.8	0.004	不明	5.4	52.5
太久路溜池	郷ノ浦町半城本村触	水利組合	6.1	1.7	0.001	不明	4.0	50.0
尾越溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	2.8	1.6	0.001	不明	6.0	29.8
長山溜池(大津方)	郷ノ浦町渡良東触	個人・共有	3.0	1.7	0.001	不明	7.4	53.0
乗瀬溜池	郷ノ浦町渡良西触	水利組合	2.4	1.0	0.001	不明	4.0	12.0
一ノ坪溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.0	1.8	0.001	不明	6.1	39.0
水門田溜池	郷ノ浦町坪触	土地改良組合	2.0	5.0	0.003	不明	3.3	36.0
新(田中触)溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	4.4	4.0	0.002	明治時代	4.7	39.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
帯田溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	2.0	3.5	0.002	不明	5.4	36.3
宗津溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	5.0	5.0	0.002	昭和以降	5.4	50.0
双六溜池	勝本町本宮東触	水利組合	4.2	3.5	0.002	明治時代	4.5	77.0
牟田頭溜池	勝本町東触	水利組合	4.4	11.3	0.004	昭和以降	5.2	64.0
四徳溜池	勝本町布気触	個人・共有	4.8	11.0	0.006	昭和以降	4.9	46.0
山坂溜池	勝本町坂本触	水利組合	4.6	7.5	0.002	明治時代	7.1	36.0
木堂第2溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	3.9	27.0
山田溜池	勝本町仲触	水利組合	6.7	5.0	0.003	昭和以降	4.7	35.0
桜木溜池	勝本町新城西触	水利組合	21.2	15.0	0.006	昭和以降	5.6	62.0
保佐川溜池	勝本町仲触	水利組合	7.6	1.4	0.002	明治時代	3.1	35.0
丸田溜池	勝本町西戸触	水利組合	4.4	3.0	0.002	明治時代	3.8	34.0
大谷溜池	勝本町仲触	水利組合	3.1	4.0	0.002	昭和以降	5.0	47.0
水畑溜池	勝本町東触	水利組合	2.3	3.0	0.001	昭和以降	6.2	37.7
能尻溜池	勝本町東触	水利組合	2.7	16.0	0.006	明治時代	6.4	32.0
後田溜池	勝本町大久保触	水利組合	2.4	2.0	0.001	明治時代	7.1	40.0
横田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	5.1	38.0
釜田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.7	5.0	0.002	明治時代	5.5	42.0
大坂溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	67.0	0.013	昭和以降	16.2	48.0
鳴山溜池	勝本町北触	水利組合	3.7	5.0	0.002	昭和以降	5.7	38.0
小場山溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.2	1.9	0.001	明治時代	5.3	40.0
岩瀬溜池	勝本町新城東触	水利組合	10.0	20.0	0.008	江戸時代 以前	6.6	67.0
竹の中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	3.8	6.5	0.004	不明	3.8	21.0
法司溜池	勝本町本宮南触	水利組合	6.0	2.5	0.001	昭和以降	5.0	31.0
高田溜池	勝本町本宮南触	水利組合	3.0	2.0	0.001	明治時代	6.1	64.0
薄井溜池	勝本町本宮西触	水利組合	3.4	4.0	0.002	明治時代	6.3	47.8
大清水溜池	勝本町百合畑触	水利組合	44.7	338.0	0.066	昭和以降	14.2	94.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
畑見溜池	勝本町立石東触	水利組合	4.0	6.0	0.004	明治時代	4.9	37.0
平良石溜池	勝本町東触	水利組合	3.6	2.0	0.001	明治時代	5.9	31.0
東ノ木溜池	勝本町大久保触	水利組合	3.3	1.0	0.002	不明	1.9	38.0
長尾溜池	勝本町本宮西触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	10.3	49.0
立石溜池	勝本町立石仲触	水利組合	3.9	1.0	0.001	不明	4.4	37.7
藪ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	6.4	26.6
唐松溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	4.7	4.8	0.002	大正時代	8.0	40.2
二反田第2溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	7.2	10.4	0.006	大正時代	5.8	47.6
日ヶ暮溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	3.3	8.4	0.002	大正時代	5.5	48.3
石櫃溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	水利組合	2.5	6.1	0.004	明治時代	5.0	35.5
山洪溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	4.2	6.7	0.003	不明	5.0	43.6
貝畑溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	10.9	11.0	0.008	大正時代	4.3	41.4
馬の川溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	2.6	2.2	0.002	昭和以降	5.1	43.6
指鹿溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	5.3	8.6	0.006	昭和以降	4.4	42.5
大切溜池	芦辺町箱崎谷江触	水利組合	2.4	7.1	0.005	大正時代	5.4	139.4
辻山溜池	芦辺町国分当田触	水利組合	5.1	1.7	0.002	大正時代	3.1	35.8
桜木溜池	芦辺町中野郷仲触	中山間集落	2.7	3.0	0.001	不明	3.6	43.3
阿彦溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	10.0	11.9	0.005	不明	6.9	78.3
沓石溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	7.1	6.0	0.002	不明	6.4	48.6
釜蓋堤	芦辺町国分本村触	水利組合	2.1	2.4	0.002	明治時代	2.7	41.5
堺溜池	芦辺町中野郷本村触	水利組合	11.8	16.0	0.006	明治時代	5.7	61.4
大平溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.0	3.9	0.002	不明	3.8	39.1
柳坂溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.8	4.3	0.003	昭和以降	3.7	74.4
川内溜池	芦辺町住吉前触	水利組合	4.9	2.4	0.002	大正時代	5.3	45.2
高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	水利組合	5.0	6.5	0.002	昭和以降	6.3	40.8
岩谷溜池	芦辺町中野郷東触	水利組合	10.2	7.2	0.002	不明	5.4	51.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
牛丸溜池	芦辺町深江本村触	水利組合	5.2	2.9	0.002	明治時代	4.5	44.9
堂山溜池	芦辺町深江南触	水利組合	4.1	4.6	0.002	明治時代	4.1	46.3
今坂溜池	芦辺町湯岳本村触	水利組合	4.8	11.0	0.004	明治時代	6.3	50.1
久保頭溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	10.3	2.4	0.001	明治時代	5.9	58.2
新今坂溜池	芦辺町湯岳今坂触	農事組合法人	22.3	18.0	0.016	昭和以降	7.2	130.9
屋坂溜池	芦辺町深江南触	農事組合法人	6.7	7.4	0.004	不明	2.6	50.4
山方溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	12.8	6.2	0.003	昭和以降	4.3	81.4
和田溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	8.7	3.7	0.002	不明	5.8	42.3
穴ノ口溜池	芦辺町箱崎大左右触	個人・共有	2.0	2.0	0.001	不明	5.8	40.3
溜水溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	5.9	7.9	0.005	大正時代	4.0	40.1
帯田溜池	芦辺町中野郷西触	生産組合	2.0	1.0	0.000	不明	1.9	38.0
神坂溜池	芦辺町住吉山信触	水利組合	6.3	4.2	0.003	不明	4.8	55.8
二反田溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	3.0	2.5	0.002	不明	4.2	61.6
綿打溜池	芦辺町深江鶴亀触	水利組合	5.6	3.0	0.002	明治時代	4.0	72.1
真弓溜池	石田町池田仲触	土地改良区	29.3	55.0	0.014	昭和以降	10.6	70.0
花園溜池	石田町池田仲触	水利組合	4.0	25.0	0.006	昭和以降	10.8	47.0
神ノ元溜池	石田町池田仲触	土地改良区	2.7	24.0	0.005	昭和以降	10.9	67.0
園田溜池	石田町池田仲触	土地改良区	13.0	29.7	0.007	昭和以降	9.1	44.0
黒木溜池	石田町石田西触	水利組合	12.8	16.6	0.007	昭和以降	5.1	76.6
村山溜池	石田町池田西触	生産組合	5.0	4.4	0.002	江戸時代 以前	4.7	58.0
二の官溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	8.8	0.005	不明	4.3	51.0
鬼川溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	2.5	6.5	0.003	不明	4.8	50.0
隠田溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	15.0	5.5	0.002	昭和以降	6.0	56.0
大谷溜池	石田町池田仲触	水利組合	2.1	3.8	0.003	昭和以降	2.7	71.0
桃の木溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	4.6	0.004	江戸時代 以前	4.3	52.0
渡瀬溜池	石田町池田西触	水利組合	2.0	2.2	0.002	江戸時代 以前	4.0	41.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
椿溜池	石田町石田西触	水利組合	7.1	3.0	0.003	昭和以降	3.4	49.0
高坂溜池	石田町筒城西触	水利組合	8.0	3.0	0.002	明治時代	3.5	45.0
夕部溜池	石田町筒城西触	個人・共有	2.0	4.8	0.002	昭和以降	6.4	42.0
花川溜池	石田町筒城仲触	水利組合	4.0	1.6	0.001	昭和以降	5.5	51.0
高原溜池	石田町石田西触	水利組合	21.2	1.1	0.006	不明	3.8	75.0
三反田溜池	石田町石田東触	水利組合	5.8	5.3	0.003	不明	3.8	43.0
太刀山溜池	石田町本村触	水利組合	2.3	1.7	0.004	不明	7.4	50.0
大久保溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.7	1.2	0.001	昭和以降	4.6	37.0
日ノ組溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.6	2.0	0.001	江戸時代以前	2.9	43.0
城ノ辻溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	1.0	2.0	0.001	江戸時代以前	5.2	32.5
小森溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	0.3	1.0	0.001	昭和以降	4.3	27.5
余吾溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	0.8	3.5	0.002	明治時代	3.8	50.0
船川溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	1.9	2.5	0.001	昭和以降	5.1	50.0
菖蒲田溜池	勝本町本宮仲触	水利組合	0.4	4.3	0.002	明治時代	3.9	32.5
皆越溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	6.4	0.004	明治時代	4.6	43.0
炭焼溜池	勝本町新城西触	個人・共有	1.5	2.1	0.001	明治時代	3.5	36.0
斉ノ久保溜池	勝本町仲触	水利組合	1.1	3.8	0.001	昭和以降	4.6	27.0
堂頭溜池	勝本町北触	個人・共有	1.4	2.5	0.001	昭和以降	5.9	38.0
若松溜池	勝本町東触	水利組合	1.1	1.1	0.001	明治時代	4.8	45.0
黒山第1溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.8	1.6	0.001	明治時代	4.4	29.0
黒山第2溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.6	2.0	0.001	明治時代	5.3	37.5
鳥越溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	1.5	0.001	昭和以降	4.5	34.0
内坂溜池	芦辺町諸吉仲触	中山間集落	4.2	2.4	0.001	明治時代	4.4	40.0
須応田溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	1.1	1.1	0.001	大正時代	7.0	30.3
梶田溜池	石田町筒城西触	水利組合	1.3	1.9	0.001	江戸時代以前	2.7	39.0
山仲溜池	石田町筒城西触	個人・共有	1.2	3.6	0.002	昭和以降	4.8	57.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
薄井溜池	郷ノ浦町半城本村触	個人・共有	0.6	1.0	0.000	不明	2.4	27.0
女岳溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	1.2	4.8	0.002	昭和以降	4.0	63.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	1.2	4.0	0.002	大正時代	4.3	50.0
加久津溜池	勝本町大久保触	個人・共有	1.1	1.5	0.001	昭和以降	5.0	48.0
羽坂溜池	勝本町立石南触	個人・共有	0.4	0.8	0.000	昭和以降	5.8	35.0
木堂第一溜池	勝本町新城西触	水利組合	0.6	1.8	0.001	明治時代	2.9	35.0
城山溜池	勝本町百合畑触	水利組合	1.5	2.0	0.002	昭和以降	5.7	28.0
釘ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	1.7	0.7	0.000	昭和以降	3.2	35.0
丸尾溜池	勝本町立石東触	水利組合	0.5	0.6	0.000	明治時代	4.5	32.0
津樽溜池	勝本町立石南触	個人・共有	1.0	0.6	0.000	昭和以降	3.9	31.0
古砂溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.1	2.3	0.002	不明	4.7	52.0
大太郎溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.5	2.0	0.001	昭和以降	5.8	38.0
惣津竈溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.6	1.3	0.001	昭和以降	6.9	63.0
前峰溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.0	0.9	0.001	昭和以降	3.2	25.0
永蔵溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	0.6	0.001	昭和以降	3.4	50.0
小安溜池	芦辺町箱崎本村触	個人・共有	0.8	3.0	0.001	不明	3.7	45.0
二反田第1溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	1.2	2.5	0.001	昭和以降	8.8	33.0
竹ノ久保溜池	芦辺町箱崎諸津触	個人・共有	1.1	5.1	0.002	不明	4.3	61.0
大畑溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.7	1.3	0.001	昭和以降	7.2	34.0
女岳溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.3	2.0	0.000	昭和以降	3.6	42.0
高根溜池	芦辺町箱崎中山触	水利組合	1.1	6.6	0.004	明治時代	6.7	65.0
森山第一溜池	勝本町百合畑触	個人・共有	0.9	2.0	0.000	昭和以降	2.8	27.5
東高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	個人・共有	1.2	1.2	0.001	昭和以降	6.6	28.5
長坂溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	1.7	4.8	0.001	昭和以降	7.6	46.0
新堤溜池	芦辺町住吉山信触	個人・共有	0.6	4.0	0.000	不明	3.1	28.0
大宝溜池	芦辺町湯岳今坂触	個人・共有	0.2	6.0	0.003	明治時代	3.7	36.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m3)	満水面積 (km2)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
川上溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	2.9	1.2	0.001	明治時代	7.6	72.0
久保川溜池	芦辺町国分東触	水利組合	0.4	0.5	0.001	昭和以降	5.4	21.0
西原溜池	芦辺町深江栄触	個人・共有	0.1	0.8	0.001	不明	3.0	43.0
絵踏溜池	郷ノ浦町郷ノ浦	個人・共有	0.0	2.0	0.001	不明	-	-
江見山溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	0.1	2.0	0.001	昭和時代	3.8	38.0
花川溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	0.0	4.5	0.001	昭和時代	7.3	38.0
神通溜池	勝本町本宮東触	個人・共有	0.0	2.0	0.001	明治時代	2.8	20.5
西川溜池	勝本町上場触	個人・共有	1.0	1.5	0.001	昭和時代	8.0	39.5
須行砂溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.9	4.0	0.001	昭和時代	6.1	42.5
高野原溜池	芦辺町中野郷西触	個人・共有	0.0	3.3	0.001	大正時代	6.5	36.0

7-5 危険物施設一覧

1 危険物一覧表

製造所	危険物貯蔵所								危険物取扱所					合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所	移送取扱所	小計	
0	8	42	13	5	0	4	26	98	40	13	0	2	55	153

2 危険物施設一覧

事業所名	設置場所	区分	施設数
平尾石油店	郷ノ浦町柳田触940-1	移動タンク貯蔵所	4
		給油取扱所	1
	郷ノ浦町物部本村触718	屋外貯蔵所	1
ナガオカ	郷ノ浦町平人触51	給油取扱所	1
永富石油店	郷ノ浦町長峰本村触807	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
壱岐市農業協同組合 (本所給油所)	郷ノ浦町東触560	移動タンク貯蔵所	4
		給油取扱所	1
(農機具センター)	郷ノ浦町柳田触545-1-2	屋内貯蔵所	1
上村真珠	郷ノ浦町半城本村触1347	給油取扱所(自家)	1
壱岐交通	郷ノ浦町東触589	給油取扱所(自家)	1
スカイロード壱岐	郷ノ浦町東触1104-1	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
郷ノ浦町漁業協同組合 (本所)	郷ノ浦町郷ノ浦405-3	屋外タンク貯蔵所	3
		移動タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	3
		一般取扱所	1
(三島支所)	郷ノ浦町大島478-1	屋外タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	2
(初瀬)	郷ノ浦町初瀬漁港埋立用地	屋外タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
NTTフィールドテクノ	郷ノ浦町本村触523	地下タンク貯蔵所	1
平尾建設アスファルトプラント	郷ノ浦町物部本村触719	屋外タンク貯蔵所	1
長崎県壱岐病院	郷ノ浦町東触1626	地下タンク貯蔵所	2
壱岐油槽 郷ノ浦油槽所	郷ノ浦町渡良南触字井良坂1130	屋外タンク貯蔵所	5
		移動タンク貯蔵所	2
		一般取扱所	1
建設生コン工業	郷ノ浦町志原西触1183	給油取扱所(自家)	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
小金丸造船所	郷ノ浦町渡良南触1211	屋内貯蔵所	1
丸谷造船所	郷ノ浦町初山東触字花川1591-2	屋内貯蔵所	1
壱岐文化ホール	郷ノ浦町本村触字平田445	地下タンク貯蔵所	1
農林漁業体験実験館	郷ノ浦町新田触字下名切492	地下タンク貯蔵所	1
ホテルアイランド壱岐	郷ノ浦町片原触1687-1	地下タンク貯蔵所	1
(株)あぶらや市場 壱岐店	郷ノ浦町柳田触882	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	3
川添石油	郷ノ浦町田中触1177-1	給油取扱所	1
海上保安署	郷ノ浦町郷ノ浦字立場山703-5	給油取扱所	1
金子産業	郷ノ浦町渡良浦懸州519	屋外貯蔵所	1
壱岐市デイサービスセンター	郷ノ浦町坪触中原3099	地下タンク貯蔵所	1
壱岐栽培センター	郷ノ浦町大島字八斗蒔	地下タンク貯蔵所	1
壱岐市汚泥再生センター	郷ノ浦町坪触字境2995 外17筆	地下タンク貯蔵所	1
勝本漁協給油所	勝本町大久保触1841	給油取扱所	1
勝本町漁業協同組合 (串山) (湯ノ本)	勝本町東触地先(串山埋立地無番地)	屋内貯蔵所	1
		屋外タンク貯蔵所	6
		給油取扱所 一般取扱所	4 2
壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触字白瀧1323-7	屋内タンク	1
ベイサイド鯨伏給油所	勝本町布気触967-1	給油取扱所	1
海上自衛隊壱岐警備所	勝本町若宮島	屋外タンク貯蔵所	1
		屋外貯蔵所	1
新マルモ造船	勝本町本宮南触569	屋内貯蔵所	1
サンドーム壱岐	勝本町布気触字木落シ977	屋内タンク貯蔵所	1
福祉センターかざはや	勝本町大久保触1736-2	地下タンク貯蔵所	1
昇運石油店	芦辺町芦辺町浦324	給油取扱所	1
	中野郷東触120-122	屋内貯蔵所 移動タンク貯蔵所	1 4
中野石油店	芦辺町諸吉二亦触1648-6	移動タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	1
(株)あぶらやビッグアイランド芦辺店	芦辺町諸吉大石触東川472-10	給油取扱所	1
下久石油(国分)	芦辺町国分東触字中園792	給油取扱所	1
大阪屋石油店	芦辺町中野郷西触385-3	給油取扱所	1
川添石油	芦辺町箱崎大左右触679	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	3 1
	芦辺町瀬戸浦大久保触346-1	屋外貯蔵所	1
	芦辺町瀬戸浦防波堤上	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1
創栄建設	芦辺町住吉山信触字小水708	屋外タンク貯蔵所	1
九州電力 (芦辺発電所)	芦辺町芦辺浦597-1	屋外タンク貯蔵所	3
		移送取扱所	1

事業所名	設置場所	区分	施設数	
(新沓岐発電所)	芦辺町諸吉南触字青島	一般取扱所	2	
		屋外タンク貯蔵所	3	
		移送取扱所	1	
		一般取扱所 屋内貯蔵所	2 1	
箱崎漁業協同組合 (諸津) (恵美須) (妙見)	芦辺町瀬戸浦字片山213	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	2 1 1	
	芦辺町箱崎諸津触無番地	屋外タンク貯蔵所	2	
	芦辺町箱崎大左右触字津持451-1	給油取扱所	1	
	芦辺町箱崎大左右触字妙見	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1	
沓岐市農業協同組合(北部給油所) (深江ライスセンター)	芦辺町箱崎本村触字辻101-3	給油取扱所	1	
	芦辺町深江南触今治1274・1250-1・127			
沓岐東部漁業協同組合 (安泊)	芦辺町諸吉本村触字丸石1342-14	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1 1	
	芦辺町芦辺浦433	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1	
岡本組 アスファルトプラント	芦辺町諸吉二亦触148	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1	
沓岐の蔵酒造	芦辺町湯岳本村触字清水525-1	屋外タンク貯蔵所	1	
(株)あぶらや市場住吉店	芦辺町住吉東触457-1	給油取扱所	1	
沓岐スチロール	芦辺町箱崎釘ノ尾触731	屋外タンク貯蔵所	1	
芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触字干拓2548	地下タンク貯蔵所	1	
沓岐市消防本部	芦辺町中野郷西触411-2	屋内タンク	1	
共栄	芦辺町国分本村触1009	地下タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1	
沓岐市ゴミ処理施設	芦辺町住吉東触728-1	屋外タンク貯蔵所	1	
長崎県漁連	芦辺町瀬戸浦213	屋外タンク貯蔵所	1	
江口石油店	石田町池田東触475-4	給油取扱所	1	
松尾石油店	石田町印通寺浦469-22	給油取扱所	1	
スカイロード沓岐 石田給油所	石田町石田西触字西間1157-4	給油取扱所	1	
石田町漁業協同組合 (山崎) (七湊)	石田町印通寺浦目坂埋立地	屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1 1	
		石田町山崎触埋立地	屋外タンク貯蔵所	1
		石田町筒城七湊漁港	屋外タンク貯蔵所	1
沓岐空港	石田町筒城東触1724	地下タンク貯蔵所	1	

7-6 業態別防火対象物

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区分	業	態	
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	2
	ロ	公会堂、集会場	9
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	4
	ハ	性風俗関連特殊営業のヌードスタジオ等	
	ニ	カラオケボックス等	1
3項	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	71
4項		百貨店、マーケット等	657
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	78
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	123
6項	イ	病院、診療所、助産所	14
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設	9
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	26
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	8
7項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	24
8項		図書館、博物館、美術館等	46
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	
	ロ	公衆浴場	3
10項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	4
11項		神社、寺院、教会等	24
12項	イ	工場、作業場	79
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	1
13項	イ	自動車車庫、駐車場	13
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	1
14項		倉庫	56
15項		前各項に該当しない事業場	141
16項	イ	複合用途防火対象物（1項～4項、5項イ、6項、9項イ）	104
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	22
16の2項		地下街	

消防法施行令別表第1項目別		対象物数
区 分	業 態	
16の3項	準地下街	
17項	重要文化財、重要有形民俗文化財等	1
18項	延長50m以上のアーケード	
19項	市町村長の指定する山林	
20項	総務省令で定める舟車	
合 計		851

8 物資・食料等関係資料

8-1 救援物資の集積場所

名称	所在地	電話番号
大谷公園体育館	郷ノ浦町田中触1223	47-3611
郷ノ浦港-7.5m耐震岸壁及び背後緑地	郷ノ浦町郷ノ浦	

8-2 食料等の調達・供給関係

1 米穀販売店

No.	名称	所在地	電話番号
1	長崎米穀(株)老岐営業所	郷ノ浦町片原触219	47-0128
2	長田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦178	47-0065
3	町田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦81	47-0257
4	刈山商店	郷ノ浦町初山東触1584-1	47-4201
5	赤木米穀店	郷ノ浦町本村触676	47-0302
6	米田商店	郷ノ浦町渡良浦1099	47-0827
7	石橋米穀店	勝本町勝本浦123	42-0039
8	みのだ商店	勝本町勝本浦158	42-0064
9	中上米穀店	勝本町勝本浦274	42-0111
10	山口米穀店	勝本町勝本浦487	42-0112
11	白川重家(有)	勝本町湯本浦52-3	43-0010
12	町田米穀店	芦辺町芦辺浦360	45-1295
13	住田商店	芦辺町瀬戸浦191	45-2006
14	竹下米穀店	芦辺町中野郷西触393-2	45-3034
15	平田商店	芦辺町諸吉本村触2160-1	45-0007
16	白石商店	石田町久喜触73	44-5633
17	横山商店	石田町印通寺浦208	44-5173
18	加登屋商店	石田町印通寺浦266	44-5047
19	中村マート	石田町石田東触488	44-5789
20	山内商店(あやめ)	石田町印通寺浦364	44-5018
21	山下愛敬堂	石田町石田西触1069	44-5035
22	にしかわフーズショップ(有)	石田町印通寺浦471-10	44-5048
23	(有)松尾商店	石田町石田西触1052	44-5034
24	若宮酒店	石田町印通寺浦319-1	44-5058

No.	名 称	所 在 地	電話番号
25	立石商店	石田町久喜触204-3	44-6804
26	(有)長嶋商店	石田町石田東触395	44-5250

2 パン製造業

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	だるま堂	郷ノ浦町東触800-10	47-2705
2	パンの家	郷ノ浦町本村触61-1	47-6800
3	パンプラス	郷ノ浦町釘山触628	40-0195
4	江川義春	石田町石田西触1073	44-5562

8-3 建設資材業者一覧

1 建築材料

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	梅田産業(株)沓岐営業所	郷ノ浦町東触967-1	47-0511
2	江崎建材(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47-1181
3	末廣商店(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47-1277
4	三和産業(株)	郷ノ浦町片原触269	47-5122
5	大谷	郷ノ浦町牛方触1-2-1	47-5906
6	対馬林業(有)	勝本町新城西触1111	42-0023
7	玄海商店(有)	勝本町勝本浦314	42-0150
8	大黒屋建材(有)	芦辺町諸吉大石触498-2	45-3939
9	いずみや材木店	芦辺町瀬戸浦53	45-2117
10	大東商店(有)	芦辺町芦辺浦285	45-0040
11	横山建材店(有)	石田町印通寺浦295	44-5235

9 衛生関係資料

9-1 ごみ処理施設等

施設名	所在地	電話番号
壱岐市クリーンセンター	芦辺町住吉東触728-1	45-1115
壱岐市リサイクルセンター	郷ノ浦町大浦触1003-1	47-5222
壱岐市勝本町埋立タンク	勝本町布気触84	
壱岐市勝本町不燃物処理場	勝本町布気触75	
壱岐市芦辺町浸出水処理施設	芦辺町箱崎本村触1395-1	
壱岐市石田町焼却灰等処理場	石田町山崎触336	

9-2 し尿処理施設等

施設名	所在地	電話番号
壱岐市汚泥再生処理センター	郷ノ浦町坪触2995	47-0270
壱岐市勝本町自給肥料供給センター	勝本町本宮西触1366-6	43-0113

10 遺体及び死亡獣畜等関係資料

10-1 葬斎場

施設名	所在地	電話番号
壱岐市葬斎場「ひなたの丘」	郷ノ浦町大浦触1020	47-4049

10-2 死亡獣畜等の処理場

施設名	電話番号	管理者	処理方法
壱岐家畜保健衛生所	45-3031	長崎県	焼却
壱岐市死亡獣畜処理場	—	壱岐市	埋却
壱岐市死亡獣畜埋却場	—	壱岐市	埋却
壱岐市へい死獣畜一次保管処理場	—	壱岐市	一次保管

11 救済関係資料

11-1 老岐市災害資金貸付基金条例 (平成16年3月1日 条例第80号)

(設置)

第1条 災害の復旧を促進し、民生の安定を図るため、災害復旧に要する資金として災害を受けた者に市が貸し付ける資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、老岐市災害資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、資金として必要があるときこれを運用する。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(貸付対象)

第4条 資金は、貸付対象災害として市長が指定する災害により現に居住する住家又はその敷地に被害を受けた者に対して貸し付けるものとする。ただし、他の制度による貸付けを優先するものとする。

(貸付けを受ける者の要件)

第5条 資金の貸付けを受けることができる者は、市内にある住家又はその敷地に被害を受けた市民であって、貸し付けた資金の償還について十分な能力を有する者でなければならない。

(貸付金額)

第6条 資金の貸付金額は、災害復旧に要する額の2分の1相当額又は100万円のいずれか低い額とする。

(貸付条件)

第7条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 年1パーセント（据置期間中は、無利子）
- (2) 償還期間 6年（据置期間1年を含む。）
- (3) 償還方法 元金均等半年賦償還

(事業実施の報告)

第8条 資金の貸付けを受けた者は、市長の定めるところにより、事業の実施報告をしなければならない。

(繰上償還)

第9条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 市長は、資金の貸付けを受けた者が、資金を目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わ

なかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(運用益金の整理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第11条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付基金条例（昭和46年郷ノ浦町条例第37号）、勝本町災害資金貸付基金条例（昭和62年勝本町条例第19号）、芦辺町宅地災害復旧資金貸付基金条例（昭和55年芦辺町条例第26号）又は石田町災害資金貸付基金条例（昭和62年石田町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された資金については、なお合併前の条例の例による。

11-2 老岐市災害資金貸付規則 (平成16年3月1日)
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、老岐市災害資金貸付基金条例（平成16年老岐市条例第80号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、老岐市災害資金貸付基金の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第4条の貸付対象災害の指定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雨量 24時間で80ミリメートル以上又は時間雨量20ミリメートル以上で、土壌等に浸食を
起こした場合
- (2) 風速 最大風速15メートル以上の強風の場合
- (3) 洪水 警戒水位以上に達した場合

(貸付手続)

第3条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人が連署した災害資金貸付願（様式第1号。以下「貸付願」という。）に災害復旧工事設計書（見積書）及び住民票の抄本を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第4条 市長は、貸付願を受理したときは、審査会に諮り、資金の貸付けの適否及び金額を決定し、願出人に通知するものとする。

2 審査会の委員は、副市長、各部長、支所長及び金融機関関係者とする。

(借用証の提出)

第5条 資金の貸付け決定の通知を受けた者は、災害復旧工事完了後1月以内に市の竣工検査を受け、第3条の連帯保証人が連署した災害資金借用証（様式第2号。以下「借用証」という。）に印鑑証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(資金の貸付け)

第6条 市長は、借用証の提出があったときは、直ちに資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の償還)

第7条 資金の貸付けを受けた者は、市長が定める償還年次表によって資金の償還を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付規則（昭和46年郷ノ浦町規則第7号）、勝本町災害資金貸付規則（昭和62年勝本町規則第5号）又は石田町災害資金貸付規則（昭和62年石田町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年10月1日規則第35号）この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第33号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第36号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第2号 〔略〕

11-3 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成16年3月1日
条例第116号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、これらの規定

にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯

の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年郷ノ浦町条例第38号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年勝本町条例第13号）、芦辺町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和56年芦辺町条例第16号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年石田町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月16日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第19号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

11-4 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成16年3月1日)
規則第55号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。但し、保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書とし、保証人の印鑑証明を添付するものとする。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、借受人が償還免除の申請をすることができない場合で、市長が特に必要と認めるときは、職権によりこれを免除することができるものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が、代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年郷ノ浦町規則第9号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年勝本町規則第2号）、芦辺町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和56年芦辺町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年石田町規則第6号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成26年7月1日規則第17号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第7号)

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の老岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日規則第41号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第16号 〔略〕

11-5 壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱 (平成28年4月1日)
告示第30号

(目的)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 次に掲げる日本国内での事故、災害等であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。
 - ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害
 - イ 火災
 - ウ その他市長が特に必要と認めたもの
- (2) 被災者 災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、災害により被害を受けた者をいう。
- (3) 被災世帯 被災者が所属する世帯で実際の生計を一にしている家族単位をいう。
- (4) 世帯主 被災世帯において住民基本台帳法により記録されている世帯主をいう。
- (5) 住家 市内に建築されている現に居住のために使用している建物で、居間、寝室、台所、便所、浴室などの日常生活において必要とする機能及び空間を有する建物をいう。
- (6) 死亡 災害による死亡（災害発生後30日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。）をいう。
- (7) 遺族 災害により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にある者を除く。）、子、父母、孫、祖父母をいう。
- (8) 全壊、全焼又は流失 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没又は焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、改築しなければ居住できず、補修により住家として再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもをいう。
- (9) 半壊又は半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば住家として再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のも、又は住家の

主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

(10) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(11) 消火活動による著しい損害 消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のものをいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害により死亡した場合には、その者の遺族又は葬祭を行う者に対し、災害弔慰金として、1人につき10万円を支給するものとし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の順位において、同項第3号にあっては養父母を先にし、実父母を後にし、同項第5号にあっては養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前各項の場合において、順位が同じ遺族が2人以上ある場合は、その1人に弔意金を支給することにより全員に支給したものとみなす。

(災害見舞金の支給)

第4条 災害により住家に被害を受けた場合には、被害を受けた世帯の世帯主（当該災害により世帯主が死亡した場合は、その者の遺族に対し支給するものとし、遺族の範囲及び順位は前条の例によるものとする。）に対し、災害見舞金として、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1世帯当たりの額を支給するものとする。ただし、前条による災害弔慰金の支給を受けたものは除くものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したとき 10万円
- (2) 住家が半壊又は半焼したとき 5万円
- (3) 住家が床上浸水したとき 5万円
- (4) 住家が災害による消火活動により著しい損害を被ったとき 5万円

2 住家が三島地区の場合は、被害を受けた家財等を個人で処分する場合において搬送に使用する車両のフェリーみしま航走運賃実費を支給するものとする。

(併給の制限)

第5条 第3条に規定する災害弔慰金と前条に規定する災害見舞金はいずれかを支給するものとし、併給は行わない。

2 前条第1号各号に規定する災害見舞金は、いずれかを支給するものとし、併給は行わない。

(支給の制限)

第6条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 自殺行為又は犯罪行為による場合
- (2) 故意又は重大な過失に当たる行為による場合
- (3) 老岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年老岐市条例第116号）の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合
- (4) 災害に際し、特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
（支給の手続き）

第7条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給申請書（様式第1号）により、災害による被害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を未成年者である遺族が行う場合にあっては、当該遺族の保護者（親権者、後見人その他の監護する者をいう。）が代わって申請する。
- 3 第3条第3項の場合にあっては、災害見舞金等の申請及び受領について代表者1名を選任し、前2項の規定による申請の際には、代表者選任届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、災害見舞金等の支給の可否を決定し、老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、支給に関する調査において、審査が困難である場合は、別表に掲げる書類、又は別に書類の提出を求めることができる。
- 6 市長は、第4項の規定による決定後速やかに災害見舞金等の支給を行うものとする。
（災害見舞金等の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者がいるときは、当該支給した額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に発生した災害に係る弔意金及び見舞金の支給については、この告示による改正前の老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の例による。

附 則（平成28年4月1日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第73号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に発生した災害に係る弔慰金及び見舞金の支給については、この告示による

改正前の老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の例による。

別表（第7条関係）

区分	支給対象者	条文	項又は号 (内容)	被害の程度	金額	支給申請書に添付を求められることがある書類		
						災害の事実を証明する書類	被害の状況を証明する書類	申請者を確認する書類
弔慰金	遺族等	第3条	第1項(死亡)	被災者の死亡	100,000円(1人)	被災証明書(任意様式) 官公署が証明したもの又は被災証明書の写し	死亡が確認できる官公署等が証明したもの又は被災証明書の写し	遺族であることを証明する戸籍謄本等
見舞金	世帯主	第4条	第1項第1号(住家の全壊、全焼又は流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、改築しなければ居住できず、補修により住家として再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの	100,000円(1世帯)	たもの又は現場の責任を有する者が証明したもの	被災証明書(任意様式) 官公署が証明したもの又は現場の責任を有する者が証明したもの	住民票の写し
			第1項第2号(住家の半壊又は半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば住家として再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住	50,000円(1世帯)			

		家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの			
第3号	(住家の床上浸水)	住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの	50,000円 (1世帯)		
第4号	(消火活動による著しい損害)	消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のもの	50,000円 (1世帯)		
第2項	(住家が三島地区)	住家に被害を受けた場合	被害を受けた家財等の搬送に使用した車両のフェリーみしま航走運賃実費	航走実績を証明する書類(フェリーみしまの領収書)	被害を受けた家財等の搬送利用を証明する書類(計量伝票等)

様式第1号～様式第3号 [略]

12 文教関係資料

12-1 文教施設の現況

1 学校施設

名 称	所 在 地	電話番号	屋内体育施設面積
盈科小学校	郷ノ浦町本村触589	47-0123	903
渡良小学校	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	1,142
三島小学校	郷ノ浦町大島815	47-0136	535
柳田小学校	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	612
沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	へき地集会場595
志原小学校	郷ノ浦町大原触115	47-0754	612
初山小学校	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707	528
鯨伏小学校	勝本町立石南触1137	43-0013	648
勝本小学校	勝本町坂本触262	42-2460	677
霞翠小学校	勝本町西戸触550	42-0041	731
箱崎小学校	芦辺町箱崎釘ノ尾652-1	45-2320	793
瀬戸小学校	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337	792
那賀小学校	芦辺町中野郷西触174	45-3304	674
田河小学校	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327	792
八幡小学校	芦辺町諸吉南触1569	45-0325	791
芦辺小学校	芦辺町芦辺浦546	45-0323	756
石田小学校	石田町石田西触1238	44-5012	1,128
筒城小学校	石田町筒城西触191	44-5004	へき地集会室 606
郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触75	47-0424	1,365
勝本中学校	勝本町仲触1846	42-0016	1,302
芦辺中学校	芦辺町中野郷西触400-1	45-0343	899
旧芦辺中学校	芦辺町諸吉二亦触1886		1,175
石田中学校	石田町石田西触1547	44-5013	へき地集会場874
郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触607-2	47-0763	—
勝本幼稚園	勝本町坂本触262	42-0036	—
霞翠幼稚園	勝本町西戸触550	42-0094	—
鯨伏幼稚園	勝本町布気触927	43-0111	—
箱崎幼稚園	芦辺町箱崎釘ノ尾触652-2	45-3399	—
瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012	—
那賀幼稚園	芦辺町住吉山信触1007	45-1756	—
田河幼稚園	芦辺町諸吉二亦触1679	45-2361	—
壱岐市学校給食センター	勝本町立石東触 36-1	43-8188	—

13 報告関係資料

13-1 災害報告事務の状況一覧

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
総合報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法	即報・中間即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
事業別被害報告	防災企画課		消防	火災報告	消防法	即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
	福祉保健課	直接(市)福祉事務所(町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法	速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省 社会援護局
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省 健康局
				防疫活動報告		日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	
	水環境対策課	保健所	水道	水道施設被害報告(被害・断減水状況)	厚生労働省通知	速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
			公共土木	都市施設被害報告(下水道関係)	公共土木国庫負担金	速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
	漁業振興課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定	漁船・養殖施設	水産庁
	水産経営課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定	漁具・共同及び非共同利用施設	水産庁
	漁港漁場課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況確定		水産庁
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況確定	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
農村整備課	振興局	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法	速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局	
		公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法		海岸(農地海岸)		

農政課	振興局	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況確定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
森林整備室	振興局	農林	林業関係被害報告	農林施設暫定法	速報・概況確定	林地・林業施設(林道等)・林産物・造林地・苗畑	林野庁
		公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法		地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	
道路維持課	振興局	都市施設	都市施設被害報告(都市公園)	国土交通省通達	確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
港湾課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
漁港漁場課	振興局	公共土木	農林省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
河川課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
住宅課	振興局	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	確定	公営住宅	国土交通省住宅局
教育庁教育環境整備課	直 接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房文教施設部

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(旧「伝染病予防法」)

〔災害救助法による応急救助実務〕

災害発生状況報告

災害名

第 報

報告日時	
市町村名	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	世帯	一部破損	世帯
		負傷者	人	計	人		半壊	世帯	床上浸水	世帯
救助法適用見込又は適用月日										
応急救助の状況	[措置済]									
	[今後検討]									
特記事項										

別紙様式1

〔災害概況即報〕

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	避 難 状 況									
	指示 自主の別		日時	地区名	避難先	人員				

様式集

被害状況調

報告日時	年 月 日 時 分
------	-----------

災害名		第 報 発生 ・ 中間 ・ 確定		
市町村名		報告者名		
人的被害	死者		人	
	行方不明		人	
	負傷	重傷		人
		軽傷		人
		小計		人
	計			人
住家の被害	棟数	全壊 ・ 全焼又は流出	棟	
		半壊又は半焼	棟	
		一部破損	棟	
		床上浸水	棟	
		床下浸水	棟	
世帯数及び人員	世帯数及び人員	全壊 ・ 全焼又は流出	世帯	世帯
			人員	人員
		半壊又は半焼	世帯	世帯
			人員	人員
		一部破損	世帯	世帯
			人員	人員
床上浸水	世帯	世帯		
	人員	人員		
床下浸水	世帯	世帯		
	人員	人員		

- 注(1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

別紙様式2

被 害 状 況 報 告

(市町村→地方本部)

市町村名		月日時現在						
報告者名		即報・確定						
区 分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人的被害	死者	1	人					
	行方不明者	2	人					
	負傷者	重傷	3	人				
		軽傷	4	人				
住家被害	全壊	5	棟					
		6	世帯					
		7	人					
	半壊	8	棟					
		9	世帯					
		10	人					
	一部破損	11	棟					
		12	世帯					
		13	人					
	床上浸水	14	棟					
		15	世帯					
		16	人					
		17	棟					
床下浸水	18	世帯						
	19	人						
	計	20	千円					
非住家	公共建物	21	棟					
	その他	22	棟					
その他	田	流失・埋没	23	ha				
		冠水	24	ha				
	畑	流失・埋没	25	ha				
		冠水	26	ha				
	文教施設	27	箇所					
	医療機関	28	箇所					
	道路	29	箇所					
	橋りょう	30	箇所					
	河川	31	箇所					
	港湾	32	箇所					
	砂防	33	箇所					
	清掃施設	34	箇所					
	崖くずれ	35	箇所					
	鉄道不通	36	箇所					
	被害船舶	37	隻					
	水道	38	戸					
電話	39	回線						
電気	40	戸						
ガス	41	戸						
ブロック塀等	42	箇所						
り災世帯数	43	世帯						
り災者数	44	人						
火災発生	建物	45	件					
	危険物	46	件					
	その他	47	件					
公共文教施設	48	千円						
農林水産業施設	49	千円						
公共土木施設	50	千円						
その他の公共施設	51	千円						
その他	農産被害	52	千円					
	林産被害	53	千円					
	畜産被害	54	千円					
	水産被害	55	千円					
	商工被害	56	千円					
その他	57	千円						
被害総額	58	千円						
災害対策本部	設置		月	日	時	分		
	解散		月	日	時	分		
災害救助法適用			月	日	時	分		
消防職員出動延人数	人							
消防団員出動延人数	人							

救 助 日 報

No.

報 告 機 関				受 信 機 関			
送 信 者				受 信 者			
報 告 時 限 月 日 時現在				受 信 時 間 月 日 時			
避 難 所 開 設	開 設 期 間	開 設 日 時	日 時	被 服 寝 具 生 活 必 需 品 給 与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉 鎖 予 定 日	月 日		本 日 支 給	全 失 世 帯 数	点
	既 存 建 物	箇 所 数	カ所			半失、床上浸水世帯数	
		避 難 人 員	人		翌 日 へ の 繰 越 量		点
野 外 仮 設	箇 所 数	カ所	医 療 ・ 助 産 救 助	医 療 班	医 療 班 出 動 数		カ所
	避 難 人 員	人			救 助 地 区 名		
炊 出 期 間	開 始 月 日	月 日		診 療 者 数	医 療		人
	終 了 予 定 日	月 日			助 産		人
炊 出 箇 所 数		カ所	医 療 機 関	医 療	施 設 数		カ所
炊 出 人 員	朝	人			診 療 人 員		人
	昼	人		助 産	施 設 数		カ所
	夕	人			診 療 人 員		人
計		人	救 助 終 了 予 定 月 日		月 日		
給 水	供 給 地 区 数		地区	被 災 者 救 出	救 出 地 区 名		
	供 給 実 人 員		人		救 出 を し た 人 員		人
	供 給 水 量		リットル		今 後 救 出 を 要 す る 人 員		人
	給 水 期 間	開 始 月 日	月 日		救 出 終 了 予 定 月 日		月 日
		終 了 予 定 日	月 日		救 出 の 方 法		
給 水 方 法							

様式集

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	死亡原因別人員					
	本日支給	小学生	全失世帯数		点	遺体処理	遺体洗滌	体	
			半失、床上浸水世帯数		点		遺体縫合	体	
	中学生	全失世帯数	点		遺体消毒		体		
		半失、床上浸水世帯数	点		遺体保存	既存建物利用	カ所		
翌日への繰越量			点			仮設建物	カ所		
埋葬	前日までの埋葬		体		遺体の処理	遺体処理機関			
	本日埋葬	大	人			体	今後遺体処理を要する遺体		体
		小	人			体	遺体処理終了予定月日		月 日
		計				体	障害物除去	障害物除去を要する戸数	
	翌日以降の要埋葬数		体	本日除却した戸数		戸			
	埋葬終了予定年月日		月 日	障害物除去の終了予定月日		月 日			
遺体の搜索	搜索地区名				輸送	公用車使用		台	
	遺体	搜索を要する遺体		体		借上車使用		台	
		本日発見遺体		体		救助の種類			
		今後の要搜索遺体		体					
	搜索の方法				人夫	人夫雇上数		人	
搜索終了予定月日		月 日	従事作業						
仮設住宅	着工 月 日		月 日	備考					
	竣工 月 日		月 日						
住宅修理	着工 月 日		月 日						
	竣工 月 日		月 日						

様式集

災害救助費算出内訳(災害別)

(市町村名)

(災害名)

種目別区分		市町村繰替支弁分(A)			県支給分(B)			合計(C=A+B)			基準額(D)			算定額(C、Dのうち低い額)		
		員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費			戸			戸			戸			戸			戸	
炊き出しその他による食品給与費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
飲料水供給費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
災害にかかった住宅の応急修理費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
生業資金の貸与費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
学給用品との費	小学校児童	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	中学校生徒	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	計	人		人		人		人		人		人		人		
埋葬費	大	人	体		人	体		人	体		人	体		人	体	
	小	人	体		人	体		人	体		人	体		人	体	
計		人	体		人	体		人	体		人	体		人	体	
死体の捜索費			体			体			体			体			体	
死体の処理費	洗滌縫合消毒等		体			体			体			体			体	
	一時保存		体			体			体			体			体	
	検案		体			体			体			体			体	
計			体			体			体			体			体	
障害物の除去費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合																

様式集

救助実施記録日計票	
救助の種類	
No.	
年 月 日 時 分現在	
対象世帯数	
場 所	
方 法	
特記事項	

自治体名	
記録責任者氏名	

様式集

災害救助費算出内訳(災害別)

(市町村名)

(災害名)

種目別区分		市町村繰替支弁分(A)			県支給分(B)			合計(C=A+B)			基準額(D)			算定額(C、Dのうち低い額)		
		員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費			戸			戸			戸			戸			戸	
炊き出しその他による食品給与費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
飲料水供給費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
医療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
災害にかかった住宅の応急修理費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
生業資金の貸与費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
学給用品との費	小学校児童	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	中学校生徒	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	計	人		人		人		人		人		人		人		
埋葬費	大	人	体		人	体		人	体		人	体		人	体	
	小	人	体		人	体		人	体		人	体		人	体	
計	人	体		人	体		人	体		人	体		人	体		
死体の捜索費			体			体			体			体			体	
死体の処理費	洗滌縫合消毒等		体			体			体			体			体	
	一時保存		体			体			体			体			体	
	検案		体			体			体			体			体	
計		体			体			体			体			体		
障害物の除去費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合																

様式集

救助実施記録日計票	
救助の種類	
No.	
年 月 日 時 分現在	
対象世帯数	
場 所	
方 法	
特記事項	

自治体名	
記録責任者氏名	

〔自衛隊災害派遣要請〕

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1	災害の種類	
2	災害の状況及び派遣を要請する事由	
3	派遣を希望する期間	
4	派遣を希望する区域及び活動内容	
5	派遣先の責任者・連絡先	
6	派遣先への最適経路	
7	参考となるべき事項	

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

〔県防災ヘリコプター出動要請〕

(様式第1号)

年	件目
月	件目

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請

(口頭受理用紙)

覚 知	月	日	機 関 名	担 当 者 名	電話 ()							
	時	分			() - () 内線 ()							
災 害 の 状 況	災害発生日		年		月		日		時		分	
	災害発生場											
	災 害 名											
	並 び に 処 置 状 況											
	災 害 発 生 状 況											
派遣を必要とする区域												
現地着陸場所												
希望する活動内容												
現場指揮者		職					氏 名					
現場との連絡手段												
必要とする資機材												
その他参考となる事項												
搭 乗 者	所 属	職	氏 名		年令	所 属	職	氏 名		年令		
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事 様

機 関 長 名 ㊤

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害の状況並びに派遣を要する事由	覚 知	年 月 日		時 分				
	災害発生日時	年 月 日		時 分				
	災害発生場所	市・郡		町・村 番地				
	災 害 名							
	災 害 並 び に 処 置 状 況							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年令	所 属	職	氏 名	年

(様式第5号)

年 月 日

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へり搭乗人員	
現場出動人員	
現地飛行時間	
参 考 事 項	

救助の種目別受払状況

市町村名

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料								
浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名

避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額 円	備考
					品名	数量		
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

様式集

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地欄」は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式集

炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
																				円	
計																					

(注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式集

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人			円	月 日	円		円	円		
計											

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず、作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

物資の給与状況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名								実支出額	備考
				布団	毛布								
		人	月 日									円	
計	世帯												

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊、全焼、流出又は半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

様式集

救護班活動状況

救護班名

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

(注) 1 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注) 1 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金額 円	備考
計					

被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具							実支出額	備 考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金 額	修繕月日	修繕費			
月 日	人				円	月 日	円		円	
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に計上すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了年月日	実支出額	備 考
		月 日	円	
計 世 帯				

様式集

生業資金貸付台帳

市町村名

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
計	世帯							

- (注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

様式集

学用品の給与状況

市町村名

学 校 名	学 年	児 童 (生 徒) 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳								実 支 出 額	備 考	
					教 科 書				そ の 他 学 用 品						
														円	
計	小学校		人	人											
	中学校		人	人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

様式集

埋 葬 台 帳

市町村名

死亡年月日	埋葬年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式集

死体処理台帳

市町村名

処理年月日	死体発見の日時 及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処理			死 体 の 一時保存	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

障害物除去の状況

市町村名

住宅被害程度区分	氏 名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備 考
計	半壊（半焼）	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式集

輸送記録簿

市町村名

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要	燃料費	実支出額	備考
			使用車両等			名称番号							
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。